

# 人事委員会年報

令和元年度

福島県人事委員会

# 目 次

<b>第 1 委員会運営関係業務</b> .....	1
1 人事委員会の運営 .....	1
(1) 人事委員会の委員 .....	1
(2) 人事委員会の開催状況 .....	1
<b>第 2 総務関係業務</b> .....	8
1 個人情報の開示状況 .....	8
2 公文書の開示状況 .....	8
3 条例案に対する意見の提出 .....	9
4 総務関係規則等の制定・改廃状況 .....	9
<b>第 3 任用関係業務</b> .....	10
1 職員採用候補者試験の状況 .....	10
第1表 採用候補者試験の実施日程 .....	10
第2表 採用候補者試験の実施結果 .....	11
第3表 採用候補者試験の受験資格 .....	12
2 採用選考の状況 .....	13
3 昇任選考の状況 .....	13
第4表 令和元年度における採用選考・昇任選考の状況 .....	14
4 募集広報活動等の状況 .....	16
5 任用関係規則等の制定・改廃状況 .....	17
<b>第 4 給与関係業務</b> .....	18
1 職員の給与等に関する報告及び勧告 .....	18
2 給与関係規則の制定・改廃状況 .....	28
<b>第 5 勤務条件関係業務</b> .....	30
1 勤務条件の実態 .....	30
2 勤務条件関係規則の制定・改廃状況 .....	40
<b>第 6 労働基準監督関係業務</b> .....	41
1 労働基準法による事業区分の決定 .....	41
2 職権行使の実績 .....	43
<b>第 7 公平委員会受託業務</b> .....	45

<b>第 8</b>	<b>公平審査関係業務</b>	46
1	勤務条件に関する措置の要求	46
2	不利益処分に関する審査請求	47
3	公平審査関係規則の制定・改廃状況	47
<b>第 9</b>	<b>人事行政相談業務</b>	48
1	人事行政相談業務の概要	48
2	人事行政相談の状況	48
<b>第10</b>	<b>職員団体関係業務</b>	49
1	職員団体の登録の状況	49
2	管理職員等の範囲を定める規則の改正	52
<b>第11</b>	<b>そ の 他</b>	55
1	事務局の組織及び分掌事務	55
2	事務局職員名簿	56
3	諸会議の開催状況	56

# 第 1 委員会運営関係業務

## 1 人事委員会の運営

### (1) 人事委員会の委員

人事委員会の委員長及び委員は、次のとおりである。

職名	氏名	就任年月日	備考
委員長	さいとう のりこ 齋藤 記子	平成29年7月20日 委員就任 [委員長就任] 令和元年8月20日～現在	(現)会社役員
委員	ちば えつこ 千葉 悦子	平成30年7月23日 委員就任	(現)福島大学名誉教授 (現)放送大学福島学習センター所長
委員	おおみね ひとし 大峰 仁	令和元年7月16日 委員就任	(現)弁護士

### (2) 人事委員会の開催状況

人事委員会の開催回数は22回(定例会19回、臨時会3回)で、その審議事項等は次のとおりである。

なお、人事委員会会議規則を改正し、平成30年3月14日の人事委員会から、会議を原則公開する取り扱いとしている。

#### ア 総括

(単位:件)

議案件数						協議	報告	その他	計
規則の 制定・ 改廃	試験・ 採用	公平 審査	条例案に 対する 意見	その他	小計				
28	28	7	4	7	74	5	19	27	125

イ 審議内容

開催年月日	回数及び定例会・臨時会の別	議 題
31. 4. 15	第 1 回 定 例 会	<p>(議 案)</p> <p>第 1 号 勤務条件に関する措置要求に係る審査委員の指名変更について</p> <p>第 2 号 2019年度に実施する採用試験の第 1 次試験種目及び第 2 次試験種目について</p> <p>第 3 号 2019年度に実施する採用試験又は区分試験に係る教養試験及び専門試験の出題分野について</p> <p>第 4 号 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>(報 告)</p> <p>1 人事行政相談員の指名について</p> <p>2 人事行政相談の実績について</p> <p>3 2019年度福島県警察官(警察官A)採用候補者試験(第1回)の受験申込状況について</p> <p>4 2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査の概要について</p> <p>(その他)</p> <p>1 平成30年度福島県職員等採用候補者試験合格者の採用状況について</p>
元. 5. 28	第 2 回 定 例 会	<p>(議 案)</p> <p>第 1 号 不利益処分についての不服申立の却下について</p> <p>第 2 号 県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について</p> <p>第 3 号 2019年度福島県警察官(警察官A)採用候補者試験(第1回)第1次試験の合格者の決定について</p> <p>第 4 号 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>(報 告)</p> <p>1 公益的法人等への職員の派遣実績について</p> <p>2 2019年度福島県職員(大学卒程度)採用候補者試験の受験申込状況について</p> <p>(その他)</p> <p>1 平成31年度東北・北海道地区人事委員会協議会委員長・事務局長会議における意見交換事項について</p> <p>2 令和元年度夏の時差出勤の試行について</p> <p>3 委員会等の開催日程について</p>
元. 6. 19	第 3 回 定 例 会	<p>(議 案)</p> <p>第 1 号 職員に関する条例の制定に係る意見の申出について</p> <p>(報 告)</p> <p>1 公益的法人等への職員の派遣実績について</p> <p>(その他)</p> <p>1 委員会等の開催日程について</p>

開催年月日	回数及び定例会・臨時会の別	議 題
元. 7. 3	第 4 回 定 例 会	<p>(議 案)</p> <p>第 1 号 職員の退職管理に関する規則の一部改正について</p> <p>第 2 号 2019年度福島県職員(大学卒程度)採用候補者試験第1次試験の合格者の決定について</p> <p>(報 告)</p> <p>1 職員の再任用及び再任用の任期の更新状況について</p> <p>2 定年に達した職員に係る勤務延長の状況について</p> <p>(その他)</p> <p>1 2019年度福島県警察官(警察官A)採用候補者試験(第2回)の採用予定者数について</p>
元. 7. 29	第 5 回 定 例 会	<p>(議 案)</p> <p>第 1 号 県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について</p> <p>第 2 号 勤務条件に関する措置要求に係る審査委員の指名変更について</p> <p>第 3 号 2019年度福島県警察官(警察官A)採用候補者試験(第1回)の合格者の決定について</p> <p>(報 告)</p> <p>1 解雇予告除外認定の専決処理について</p> <p>(その他)</p> <p>1 委員会等の開催日程について</p>
元. 8. 20	第 6 回 定 例 会	<p>(議 案)</p> <p>第 1 号 委員長の選挙について</p> <p>第 2 号 委員長職務代理者の指定について</p> <p>第 3 号 2019年度福島県職員(大学卒程度)採用候補者試験の合格者の決定について</p> <p>(その他)</p> <p>1 職員団体等からの申入れについて</p> <p>2 令和元年人事院勧告等の概要について</p> <p>3 令和元年度 東北・北海道地区人事委員会協議会委員・事務局長合同会議について</p> <p>4 平成30(措)第3号事案の進捗状況について</p> <p>5 委員会等の開催日程について</p>

開催年月日	回数及び定例会・臨時会の別	議 題
元. 9. 10	第 7 回 定 例 会	(議 案) 第 1 号 職員に関する条例の制定に係る意見の申出について  (協 議) 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について  (報 告) 1 2019年度福島県警察官(警察官A(第2回)、警察官B)採用候補者試験の受験申込状況について 2 2019年度福島県職員(資格免許職・高校卒程度・民間企業等職務経験者)及び福島県市町村立学校栄養・学校事務職員採用候補者試験の受験申込状況について  (その他) 1 職員団体等からの申入れについて
元. 9. 12	第 8 回 定 例 会	(協 議) 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について
元. 9. 19	第 9 回 臨 時 会	(協 議) 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について 2 職員の給与等に関する報告及び勧告に係る委員長談話について  (その他) 1 職員団体等からの申入れについて
元. 9. 25	第 10 回 臨 時 会	(議 案) 第 1 号 職員の給与等に関する報告及び勧告について 第 2 号 職員の給与等に関する報告及び勧告に係る委員長談話について  (その他) 1 委員会等の開催日程について
元. 10. 7	第 11 回 定 例 会	(議 案) 第 1 号 2019年度福島県職員(資格免許職)採用候補者試験第1次試験の合格者の決定について 第 2 号 2019年度福島県職員(高校卒程度)採用候補者試験第1次試験の合格者の決定について 第 3 号 2019年度福島県警察官(警察官A)採用候補者試験(第2回)第1次試験の合格者の決定について 第 4 号 2019年度福島県警察官(警察官B)採用候補者試験第1次試験の合格者の決定について 第 5 号 2019年度福島県市町村立学校栄養職員採用候補者試験第1次試験の合格者の決定について 第 6 号 2019年度福島県市町村立学校事務職員(高校卒程度)採用候補者試験第1次試験の合格者の決定について 第 7 号 市町村立学校栄養職員及び事務職員の任用に関する規則の一部改正について

開催年月日	回数及び定例会・臨時会の別	議 題
元. 10. 23	第 1 2 回 定 例 会	<p>(議 案)</p> <p>第 1 号 2 0 1 9 年度福島県職員（民間企業等職務経験者）採用候補者試験第 1 次試験の合格者の決定について</p> <p>第 2 号 職員の給与の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>(報 告)</p> <p>1 解雇予告除外認定の専決処理について</p> <p>(その他)</p> <p>1 委員会等の開催日程について</p>
元. 11. 11	第 1 3 回 定 例 会	<p>(議 案)</p> <p>第 1 号 2 0 1 9 年度福島県職員（資格免許職）採用候補者試験の合格者の決定について</p> <p>第 2 号 2 0 1 9 年度福島県職員（高校卒程度）採用候補者試験の合格者の決定について</p> <p>第 3 号 2 0 1 9 年度福島県市町村立学校栄養職員採用候補者試験の合格者の決定について</p> <p>第 4 号 2 0 1 9 年度福島県市町村立学校事務職員（高校卒程度）採用候補者試験の合格者の決定について</p> <p>(報 告)</p> <p>1 令和元年度勤務条件実態調査の結果について</p> <p>(その他)</p> <p>1 人事委員会勧告の全国状況について</p> <p>2 委員会等の開催日程について</p>
元. 12. 5	第 1 4 回 定 例 会	<p>(議 案)</p> <p>第 1 号 解雇予告除外認定について</p> <p>第 2 号 2 0 1 9 年度福島県職員（民間企業等職務経験者）採用候補者試験の合格者の決定について</p> <p>第 3 号 2 0 1 9 年度福島県警察官（警察官 A）採用候補者試験（第 2 回）の合格者の決定について</p> <p>第 4 号 2 0 1 9 年度福島県警察官（警察官 B）採用候補者試験の合格者の決定について</p> <p>(報 告)</p> <p>1 解雇予告除外認定の専決処理について</p> <p>(その他)</p> <p>1 委員会等の開催日程について</p>
元. 12. 16	第 1 5 回 定 例 会	<p>(議 案)</p> <p>第 1 号 職員に関する条例の制定に係る意見の申出について</p> <p>(報 告)</p> <p>1 職員に関する条例の制定に係る意見の申出の専決処理について</p> <p>(その他)</p> <p>1 試験制度の見直しについて</p>



開催年月日	回数及び定例会・臨時会の別	議 題
元. 12. 25	第16回臨時会	<p>(議案)</p> <p>第1号 職員の給与の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>第2号 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>第3号 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部改正について</p> <p>第4号 市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部改正について</p> <p>第5号 宿日直手当額の改定について</p> <p>(その他)</p> <p>1 委員会等の開催日程について</p>
2. 1. 14	第17回定例会	<p>(協議)</p> <p>1 平成30(措)第3号事案の判定(案)について</p> <p>(その他)</p> <p>1 試験制度の見直しについて</p>
2. 1. 31	第18回定例会	<p>(議案)</p> <p>第1号 平成30(措)第3号事案の判定について</p> <p>第2号 試験制度の見直しについて</p> <p>第3号 2020年度福島県職員等採用候補者試験の実施について</p> <p>第4号 職員の任用に関する規則の一部改正について</p> <p>第5号 職員の任用に関する規則施行細則の一部改正について</p> <p>第6号 勤務延長の期限の延長承認について</p> <p>第7号 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部改正について</p> <p>第8号 市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部改正について</p> <p>(報告)</p> <p>1 職員の採用選考の専決処理について</p> <p>(その他)</p> <p>1 令和2年度事業計画について</p> <p>2 委員会等の開催日程について</p>
2. 2. 17	第19回定例会	<p>(議案)</p> <p>第1号 職員に関する条例の制定に係る意見の申出について</p> <p>第2号 福島県人事委員会事務局職員人事評価実施規程の一部改正について</p> <p>第3号 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正について</p> <p>第4号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則及び外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校職員の処遇等に関する規則の一部改正について</p> <p>第5号 2020年度に実施する警察官採用候補者試験の試験種目及び教養試験の出題分野について</p> <p>(その他)</p> <p>1 委員会等の開催日程について</p>

開催年月日	回数及び定例会・臨時会の別	議 題
2. 2. 27	第 2 0 回 定 例 会	(議 案) 第 1 号 福島県人事委員会事務局職員人事評価実施規程の一部改正について 第 2 号 福島県人事委員会事務局会計年度任用職員人事評価実施要領の制定について 第 3 号 職員の採用選考について 第 4 号 職員の昇任選考について
2. 3. 12	第 2 1 回 定 例 会	(議 案) 第 1 号 不利益処分についての審査請求の受理について 第 2 号 不利益処分についての審査請求の受理について 第 3 号 不利益処分についての審査請求に係る審理委員の指名について 第 4 号 職員の採用選考について  (その他) 1 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための特別休暇の取扱いについて
2. 3. 25	第 2 2 回 定 例 会	(議 案) 第 1 号 福島県人事委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部改正について 第 2 号 福島県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部改正について 第 3 号 福島県人事委員会行政不服審査法施行細則の一部改正について 第 4 号 福島県人事委員会事務局処務規程の一部改正について 第 5 号 特定任期付職員の採用について 第 6 号 職員の給与の支給に関する規則の一部改正について 第 7 号 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正について 第 8 号 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部改正について 第 9 号 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正について 第 10 号 給料の特別調整額の支給額について  (報 告) 1 労働基準監督機関としての臨検の実施結果について  (その他) 1 委員会等の開催日程について 2 令和 2 年度委員公所調査の訪問先について

## 第2 総務関係業務

### 1 個人情報の開示状況

福島県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成7年福島県人事委員会規則第3号）に基づき、令和元年度に行った個人情報の開示状況は、次のとおりである。

#### (1) 本開示の状況

- 福島県警察官（警察官A）採用候補者試験 1件 [元.12.17]  
 福島県警察官（警察官B）採用候補者試験 5件 [元.12.17, 元.12.25, 元.12.27, 2.1.30, 2.2.6]  
 福島県市町村立学校事務職員採用候補者試験 1件 [元.12.2]

#### (2) 簡易開示の状況

試験区分	第1次試験				第2次試験				合計		
	開示期間	対象者	開示 件数	開示率%	開示期間	対象者	開示 件数	開示率%	対象者	開示 件数	開示率%
大学卒程度 うち行政事務	元.7.4～	280	25	8.9	元.8.21～	316	152	48.1	596	177	29.7
	元.8.5	230	20	8.7	元.9.20	182	101	55.5	412	121	29.4
資格免許職	元.10.8～ 元.11.7	43	0	0.0	元.11.12～ 元.12.11	22	6	27.3	65	6	9.2
高校卒程度 うち行政事務	元.10.8～	98	4	4.1	元.11.12～	29	9	31.0	127	13	10.2
	元.11.7	73	4	5.5	元.12.11	19	6	31.6	92	10	10.9
民間企業等 職務経験者	元.10.25～ 元.11.25	105	12	11.4	元.12.6～ 2.1.6	33	12	36.4	138	24	17.4
警察官A (第1回)	元.5.29～元.6.28 (但し、共同 試験受験者は2.1.6～2.2.5)	18	0	0.0	元.7.31～ 元.8.30	135	43	31.9	153	43	28.1
警察官A (第2回)	元.10.8～ 元.11.7	6	0	0.0	元.12.6～ 2.1.6	59	15	25.4	65	15	23.1
警察官B	元.10.8～元.11.7 (但し、共同 試験受験者は2.3.16～2.4.15)	54	2	3.7	元.12.6～ 2.1.6	226	46	20.4	280	48	17.1
学校栄養	元.10.8～ 元.11.7	7	0	0.0	元.11.12～ 元.12.11	6	3	50.0	13	3	23.1
学校事務	元.10.8～ 元.11.7	71	1	1.4	元.11.12～ 元.12.11	49	12	24.5	120	13	10.8
合計		682	44	6.5		875	298	34.1	1,557	342	22.0

### 2 公文書の開示状況

令和元年度は、福島県人事委員会が保有する公文書の開示等に関する規則（平成12年福島県人事委員会規則第19号）に基づく開示請求はなかった。

### 3 条例案に対する意見の提出

地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、令和元年度中に、県議会から意見を求められた条例案及び当該条例案に対する本委員会の意見の内容は、次のとおりである。

意見提出年月日	条 例 案	意 見 の 内 容
元. 6. 19	議案第21号 職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例	適当であると認める。
元. 9. 9	議案第18号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 議案第19号 福島県旅費条例の一部を改正する条例 議案第20号 福島県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例 議案第21号 会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例 議案第28号 福島県市町村立学校職員の任期付職員の採用等に関する条例 議案第29号 福島県市町村立学校職員の会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例	適当であると認める。
元. 12. 11	議案第14号 福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	適当であると認める。
元. 12. 16	議案第66号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 議案第68号 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例 議案第69号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例 議案第70号 福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	適当であると認める。
2. 2. 17	議案第33号 県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	適当であると認める。

### 4 総務関係規則等の制定・改廃状況

令和元年度中に公布された総務関係の人事委員会規則は、次のとおりである。

#### ○ 福島県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	施行年月日	規 則 の 内 容
2. 3. 31	第6号	2. 3. 31	○ 産業標準化法（昭和24年法律第185号）の改正に伴い、規則中の「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めた。

#### ○ 福島県人事委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	施行年月日	規 則 の 内 容
2. 3. 31	第7号	2. 3. 31	○ 産業標準化法（昭和24年法律第185号）の改正に伴い、規則中の「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めた。

#### ○ 福島県人事委員会行政不服審査法施行細則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	施行年月日	規 則 の 内 容
2. 3. 31	第8号	2. 3. 31	○ 産業標準化法（昭和24年法律第185号）の改正に伴い、規則中の「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めた。

### 第3 任用関係業務

#### 1 職員採用候補者試験の状況

令和元年度の職員採用候補者試験（以下「試験」という。）においては、「大学卒程度」試験の15区分試験、「資格免許職」試験の2区分試験、「高校卒程度」試験の3区分試験、「民間企業等職務経験者」試験の4区分試験、「市町村立学校栄養職員」試験、「市町村立学校事務職員」試験、「警察官A」（第1回）試験の2区分試験、「警察官A」（第2回）試験の2区分試験、「警察官B」試験の2区分試験を実施した。

その結果、全試験を通じて32区分の試験を実施し、受験申込者総数は2,023名（平成30年度1,997名）、受験者総数は1,653名（平成30年度1,622名）となり、受験申込者総数及び受験者総数は前年度を上回った。

試験の種類・区分試験ごとの実施状況は、第1表～第3表のとおりである。

なお、「大学卒程度」試験では、受験資格の見直しに伴い「心理判定員」を「心理」に改めたほか、「福祉」を新設して実施した。

また、「民間企業等職務経験者」試験では、「薬学」を新設するとともに区分試験の併願制を導入して実施したほか、「警察官A」試験では、前年度までの年1回から年2回に変更して実施した。

第1表 採用候補者試験の実施日程

	試験公告日	受付期間	第1次試験日	第2次試験日	名簿確定日
大 学 卒 程 度	4月16日	4月16日～5月24日	6月23日	7月16日～19日 7月31日～8月7日	8月21日
資 格 免 許 職	4月16日	8月1日～23日	9月29日	10月16日～18日 10月31日～11月1日	11月12日
高 校 卒 程 度	4月16日	8月1日～23日	9月29日	10月16日～18日 10月31日～11月1日	11月12日
民間企業等職務経験者	7月25日	7月26日～8月23日	9月29日	11月14日～15日	12月6日
警 察 官 A（第1回）	2月18日	3月1日～4月5日	5月12日	6月24日～27日	7月31日
警 察 官 A（第2回）	7月25日	7月26日～8月23日	9月22日	10月31日～11月1日	12月6日
警 察 官 B	4月16日	7月26日～8月23日	9月22日	10月27日～30日	12月6日
市町村立学校栄養職員	4月16日	8月1日～23日	9月29日	10月16日～18日 10月31日～11月1日	11月12日
市町村立学校事務職員	4月16日	8月1日～23日	9月29日	10月16日～18日 10月31日～11月1日	11月12日

第2表 採用候補者試験の実施結果

試験区分	事項	採用予定人員 (名程度)	申込者数 (名) a	第1次試験			第2次試験		競争倍率 (倍) b/c	前年度の状況		採用者数 (名) (2.4.1現在)	
				受験者数 (名) b	受験率 (%) b/a	合格者数 (名)	受験者数 (名)	合格者数 (名) c		合格者数 (名)	競争倍率 (倍)		
大学卒程度	行政事務	97	590	432 (141)	73.2	201 (50)	187 (48)	119 (35)	3.6	86	4.2	97 (27)	
	警察事務	5	23	16 (11)	69.6	10 (6)	10 (6)	5 (4)	3.2	5	5.2	4 (3)	
	農業	9	38	32 (8)	84.2	24 (7)	22 (7)	9 (3)	3.6	19	1.9	7 (3)	
	農業土木	4	9	5 (4)	55.6	5 (4)	4 (3)	4 (3)	1.3	6	2.3	4 (3)	
	林業	10	14	13 (5)	92.9	13 (5)	12 (4)	12 (4)	1.1	2	7.0	11 (4)	
	土木	14	37	23 (2)	62.2	12 (1)	11 (1)	11 (1)	2.1	14	2.6	10 (1)	
	建築	6	13	9 (1)	69.2	5 (1)	5 (1)	5 (1)	1.8	3	3.7	5 (1)	
	化学	5	28	24 (6)	85.7	17 (4)	17 (4)	5 (1)	4.8	2	6.5	4 (0)	
	農芸化学	1	7	6 (2)	85.7	4 (1)	3 (1)	2 (1)	3.0	1	3.0	2 (1)	
	薬学	2	10	6 (2)	60.0	6 (2)	5 (2)	4 (1)	1.5	2	2.0	3 (1)	
	畜産	4	11	7 (2)	63.6	6 (2)	6 (2)	5 (1)	1.4	3	1.3	5 (1)	
	水産	2	9	8 (0)	88.9	7 (0)	7 (0)	2 (0)	4.0	2	3.5	2 (0)	
	機械	1	8	6 (0)	75.0	4 (0)	4 (0)	3 (0)	2.0	4	2.3	2 (0)	
	心理	2	6	6 (3)	100.0	5 (3)	4 (2)	2 (1)	3.0	4	4.3	1 (1)	
	福祉	10	38	33 (15)	86.8	26 (12)	25 (12)	16 (8)	2.1	-	-	14 (7)	
(小計)		172	841	626 (202)	74.4	345 (98)	322 (93)	204 (64)	3.1	153	3.6	171 (53)	
資格免許職	司書	3	50	43 (39)	86.0	12 (10)	11 (10)	3 (3)	14.3	2	14.5	3 (3)	
	栄養士	3	29	23 (23)	79.3	11 (11)	11 (11)	3 (3)	7.7	-	-	3 (3)	
	(小計)	6	79	66 (62)	83.5	23 (21)	22 (21)	6 (6)	11.0	2	14.5	6 (6)	
高校卒程度	行政事務	12	113	98 (27)	86.7	25 (9)	19 (6)	15 (6)	6.5	13	5.9	12 (5)	
	警察事務	3	39	35 (20)	89.7	12 (5)	10 (5)	4 (2)	8.8	4	9.8	3 (1)	
	土木	2	5	2 (1)	40.0	0 (0)	-	-	-	2	2.5	-	
	(小計)	17	157	135 (48)	86.0	37 (14)	29 (11)	19 (8)	7.1	19	6.4	15 (6)	
民間企業等 職務経験者等	行政事務	8	143	124 (37)	86.7	23 (3)	23 (3)	6 (3)	20.7	9	17.1	5 (3)	
	農業土木	1	4	2 (0)	50.0	1 (0)	1 (0)	-	-	-	-	-	
	土木	2	17	15 (1)	88.2	10 (1)	10 (1)	2 (0)	7.5	8	2.5	2 (0)	
	薬学	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(小計)	12	164	141 (38)	86.0	34 (4)	34 (4)	8 (3)	17.6	17	10.3	7 (3)	
県職員合計		207	1,241	968 (350)	78.0	439 (137)	407 (129)	237 (81)	4.1	191	4.6	199 (68)	
警察官	(第1回A)	男性・一般	46	156	134	85.9	120	102	44	3.0	59	3.6	25
		女性・一般	10	46	43 (43)	93.5	39 (39)	33 (33)	12 (12)	3.6	15	2.9	7 (7)
		(小計)	56	202	177 (43)	87.6	159 (39)	135 (33)	56 (12)	3.2	74	3.5	32 (7)
	(第2回A)	男性・一般	20	83	65	78.3	59	51	10	6.5	12	6.4	9
		女性・一般	5	22	11 (11)	50.0	11 (11)	8 (8)	3 (3)	3.7	2	4.0	3 (3)
		(小計)	25	105	76 (11)	72.4	70 (11)	59 (8)	13 (3)	5.8	14	6.1	12 (3)
	警察官B	男性・一般	64	240	220	91.7	198	184	78	2.8	61	3.1	68
		女性・一般	10	86	77 (77)	89.5	45 (45)	42 (42)	14 (14)	5.5	16	4.4	13 (13)
		(小計)	74	326	297 (77)	91.1	243 (45)	226 (42)	92 (14)	3.2	77	3.4	81 (13)
	警察官合計		155	633	550 (131)	86.9	472 (95)	420 (83)	161 (29)	3.4	165	3.7	125 (23)
市町村立学校栄養		2	16	14 (14)	87.5	7 (7)	6 (6)	2 (2)	7.0	2	13.5	2 (2)	
市町村立学校事務		23	133	121 (68)	91.0	49 (26)	49 (26)	25 (15)	4.8	25	4.6	19 (10)	
(総合計)		387	2,023	1,653 (563)	81.7	967 (265)	882 (244)	425 (127)	3.9	383	4.2	345 (103)	

注 表中の( )内の数字は、女性の内数。

注 大学卒程度心理の前年度の状況欄は、心理判定員の状況を記載。

注 警察官A(第2回)の前年度の状況欄は、警察官A(特別募集)の状況を記載。

第3表 採用候補者試験の受験資格

		受 験 資 格
大 学 卒 程 度	行 政 事 務 警 察 事 務 農 業 土 業 農 林 業 木 業 土 建 業 木 業 化 学 産 産 畜 水 産 産 機 械	次のいずれかに該当する者 1 昭和59年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者 2 平成10年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当する者 (1) 大学を卒業した者又は令和2年3月末日までに卒業見込みの者 (2) 人事委員会が(1)に該当する者と同等の資格があると認める者
	農 芸 化 学	次のいずれかに該当する者 1 昭和59年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者で、次のいずれかに該当する者 (1) 都道府県知事の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設（大学におけるものに限る。平成27年4月1日前に厚生労働大臣の登録を受けた養成施設を含む。）において、所定の課程を修めて卒業した者又は令和2年3月末日までに卒業見込みの者 (2) 大学において、畜産学、水産学若しくは農芸化学の課程で食品衛生監視員の任用資格が取得可能な科目を修めて卒業した者又は令和2年3月末日までに卒業見込みの者 (3) 人事委員会が(1)又は(2)に該当する者と同等の資格があると認める者 2 平成10年4月2日以降に生まれた者で、1の(1)又は(2)に該当する者
	薬 学	薬剤師の免許を有する者又は取得見込みの者で、次のいずれかに該当する者 1 昭和59年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者 2 平成8年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当する者 (1) 大学を卒業した者又は令和2年3月末日までに卒業見込みの者 (2) 人事委員会が(1)に該当する者と同等の資格があると認める者
	心 理	昭和59年4月2日以降に生まれた者で、公認心理師の資格を有する者又は取得見込みの者
	福 祉	昭和59年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当する者 1 大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は令和2年3月末日までに卒業見込みの者 2 都道府県知事が指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業した者又は令和2年3月末日までに卒業見込みの者 3 都道府県知事が指定する講習会の課程を修了した者又は令和2年3月末日までに修了見込みの者 4 人事委員会が1、2又は3に該当する者と同等の資格があると認める者
	資 格 免 許 職	司 書
	栄 養 士	平成4年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者で、栄養士の免許を有する者又は取得見込みの者

		受 験 資 格
高校卒業程度	行政事務 警察事務 士 務 木	平成10年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者（大学を卒業した者又は令和2年3月末日までに大学を卒業見込みの者を除く。）
民間企業等職務経験者	行政事務 農業土木 士 務 木	次のすべての要件を満たす者 1 昭和35年4月2日以降に生まれた者 2 民間企業等における職務経験を5年以上(令和元年7月末日現在)有する者
	薬 学	次のすべての要件を満たす者 1 昭和35年4月2日以降に生まれた者 2 民間企業等における職務経験を5年以上(令和元年7月末日現在)有する者 3 薬剤師の免許を有する者
警察官	警察官A(男性・一般) 警察官A(女性・一般)	昭和61年4月2日以降に生まれた者で、大学を卒業した者若しくは令和2年3月末日までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれらの者と同等の資格があると認める者
	警察官B(男性・一般) 警察官B(女性・一般)	昭和61年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者（大学を卒業した者若しくは令和2年3月末日までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれらの者と同等の資格があると認める者を除く。）
市町村立学校 栄養職員		平成4年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者で、栄養士の免許を有する者又は取得見込みの者
市町村立学校 事務職員		平成10年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者（大学を卒業した者又は令和2年3月末日までに大学を卒業見込みの者を除く。）

## 2 採用選考の状況

職員の採用は、地方公務員法上、原則として競争試験によることとされているが、人事委員会規則で定める場合には、選考による採用ができることとされている（同法第17条の2第1項）。本県では、職員の任用に関する規則（平成28年福島県人事委員会規則第16号。以下「任用規則」という。）で試験を行っても十分な競争者が得られない場合等について、選考による採用を認めている（任用規則第18条）。

令和元年度中の採用選考請求について、人事委員会が合格と認めた状況は、第4表のとおりである。

## 3 昇任選考の状況

地方公務員法の改正（平成28年4月1日施行）により、昇任は任命権者が人事評価その他能力の実証に基づき行うものとされた。本県においては、平成28年10月に人事評価制度が正式導入され、平成30年4月1日付けの人事異動に伴う昇任から人事評価の結果を活用し、任命権者が昇任選考を行うこととなった。

なお、警察官の死亡時昇任や退職時昇任などの特例昇任については、全国でも同様の制度として設けられていることや、人事評価制度は活用するものの、公務への貢献により判断されることなどを踏まえ、引き続き人事委員会が選考により昇任を行う。（警察官の任用の特例に関する規則第4条）

令和元年度中の昇任選考請求について、人事委員会が合格と認めた状況は、第4表のとおりである。



第4表 令和元年度における採用選考・昇任選考の状況

給料表	採用・昇任の別	採用					昇任				
	任命権者 標準的な職	知事	教育委員会	警察本部	その他	計	知事	教育委員会	警察本部	その他	計
行政職	部（局）長	1			1	2					
	部（局）次長（参事）										
	課長	5	5			10					
	副課長										
	主任主査（課長補佐）	1	1			2					
	主査（係長）	5	2	1		8					
	上級係員	2		1		3					
	係員	20	1	2	2	25					
	計	34	9	4	3	50					
公安職	警視			3		3			15		15
	警部			8		8			50		50
	警部補			7		7			27		27
	巡査部長			22		22					
	巡査			28		28					
	計			68		68			92		92
研究職	部次長										
	課長										
	副課長										
	主任主査	1				1					
	主査	1				1					
	上級係員										
	係員	1				1					
	計	3				3					

給料表	採用・昇任の別		採用				昇任					
	標準的な職	任命権者	知事	教育委員会	警察本部	その他	計	知事	教育委員会	警察本部	その他	計
医療職(一)	部次長											
	課長				1	1						
	副課長				1	1						
	主任主査	2				2						
	主査	1				1						
	係員	1			1	2						
	計	4				3	7					
医療職(二)	課長											
	副課長											
	主任主査											
	主査	1				1						
	上級係員	1				1						
	係員	4			2	6						
	計	6				2	8					
医療職(三)	課長											
	副課長											
	主任主査	1				1						
	主査	1				1						
	上級係員	4			5	9						
	係員	4			8	12						
	計	10				13	23					
事務職	主任主査											
	主査											
	上級係員											
	係員											
	計											
医療職	主査											
	上級係員											
	係員											
	計											
教育職	主任主査		4			4						
	主査		18			18						
	計		22			22						
合計		57	31	72	21	181			92		92	

※ 給料表欄の「行政職」には企業行政職、病院行政職、「医療職(一)～(三)」には病院医療職(1)～(3)がそれぞれ含まれる。

## 4 募集広報活動等の状況

優秀な人材の確保を図るとともに、受験対象者等に対するきめ細かな情報の提供を行うための募集広報活動を実施した。

### (1) 総合案内パンフレットの作成・配布

試験実施の周知徹底を図るほか、受験者の求める情報を的確に提供するため、総合案内パンフレット（8,000部）を作成し、説明会会場、事務局、地方振興局、県外事務所等において配布するとともに、大学等にポスターの掲示を依頼した。

### (2) 試験制度説明会等の実施

ア 「福島県職員セミナー」を県庁及び東京都で開催し、県職員の職務内容等についての説明を行った。（参加者192名）

イ 県職員の職務内容等について参加者との対話を重視した座談会形式の説明会「ジョブトーク of 福島県庁」を県庁及び大阪府で実施した。（3回、参加者30名）

ウ 県職員の仕事のやりがいや魅力を実感してもらうため、事業案作成を疑似体験する「なりきり！1日県職員体験ゼミ」を実施した。（参加者32名）

エ 職場の雰囲気を感じ、職場環境や業務内容等の理解を深めてもらうため、「県庁見学会」を実施した。（参加者55名）

オ 技術職の業務内容等について理解を深めてもらうため、技術職員との個別相談を行う「技術職ナビゲーター面談」を県庁で実施した。（参加者19名）

カ 県内外の大学等に出向き、採用試験や職務内容等に関する説明会を実施した。（参加者 県内大学等60名、県外大学等130名）

### (3) 合同説明会や就職ポータルサイト等を活用した広報

多様で有為な人材を確保するため、民間企業主催の大規模な合同企業説明会に参加して、志望者に試験制度等の説明を行った。（6回、参加者137名）

また、民間企業が開設している就職ポータルサイトに情報掲載したほか、新たにSNS（Twitter）を活用して、志望者へ随時情報を提供した。

### (4) その他の採用試験の広報

ア 県広報誌、ホームページへの掲載

イ テレビ、新聞等による広報

ウ 県内主要駅、スーパー等へのポスター掲示

エ 新聞社ホームページバナー広告等の掲載

## 5 任用関係規則等の制定・改廃状況

令和元年度中に公布された任用関係の人事委員会規則は、次のとおりである。

### (1) 規則

#### ○ 市町村立学校栄養職員及び事務職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
元. 10. 15	第 5号	元. 10. 15	任命権者が選考により採用できる職員に、配偶者同行休業に伴う任期付職員及び育児休業等に伴う任期付職員並びに任期付職員法第 4 条若しくは第 5 条の規定により採用する職員を加えた。

#### ○ 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
2. 2. 12	第 3号	2. 4. 1	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の任用等に関する必要な事項を定めた。

### (2) 告示

#### ○ 職員の任用に関する規則施行細則の一部を改正する細則

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
2. 2. 12	第 1号	2. 4. 1	職員の任用に関する規則の一部改正に伴い、職員の臨時的任用等に関する必要な事項を定めた。

## 第 4 給 与 関 係 業 務

### 1 職員の給与等に関する報告及び勧告

本委員会は、令和元年10月2日、議会及び知事に対して、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について報告し、併せて給与の改定について勧告したが、その概要は次のとおりである。

報 告

#### I 職員の給与

##### 1 職員の給与の状況

職員の給与に関する条例の適用を受ける職員及び福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の適用を受ける職員の平成31年4月1日現在における給与等の状況は下表のとおりである。

○県職員の給与等の状況

区 分		平成31年 4月1日(A)	平成30年 4月1日(B)	増 減 (A)－(B)
職 員 数		14,236人	14,301人	△65人
平均 給 与 月 額	給 料	353,090円	352,549円	541円
	地域手当	402円	421円	△19円
	給料の特別調整額	6,731円	6,759円	△28円
	扶養手当	10,108円	10,263円	△155円
	住居手当	7,792円	7,719円	73円
	その他	5,581円	5,737円	△156円
	計	383,704円	383,448円	256円
平均年齢		42.0歳	41.9歳	0.1歳
平均経験年数		19.7年	19.6年	0.1年
学 歴 別 構 成 比	大学卒	77.0%	77.0%	0.0% <small>±</small>
	短大卒	3.4%	3.5%	△0.1% <small>±</small>
	高校卒	19.6%	19.5%	0.1% <small>±</small>
	中学卒	0.0%	0.0%	0.0% <small>±</small>

○市町村立学校職員の給与等の状況

区 分		平成31年 4月1日(A)	平成30年 4月1日(B)	増 減 (A)－(B)
職 員 数		9,804人	10,069人	△265人
平均 給 与 月 額	給 料	396,272円	400,221円	△3,949円
	地域手当	7円	20円	△13円
	管理職手当	6,661円	6,683円	△22円
	扶養手当	8,520円	8,761円	△241円
	住居手当	5,924円	5,628円	296円
	その他	10,502円	10,802円	△300円
	計	427,886円	432,115円	△4,229円
平均年齢		47.2歳	47.6歳	△0.4歳
平均経験年数		24.7年	25.1年	△0.4年
学 歴 別 構 成 比	大学卒	86.7%	86.5%	0.2% <small>±</small>
	短大卒	7.6%	7.8%	△0.2% <small>±</small>
	高校卒	5.8%	5.7%	0.0% <small>±</small>
	中学卒	—	—	—

(注) 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。また、平成27年度の給与制度の総合的見直しによる給料表切替に伴う差額を含む。

## 2 民間給与の調査

### (1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、平成31年も人事院及び各都道府県等人事委員会と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上である県内の851の民間事業所（母集団事業所）のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した187事業所を対象に「2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査」を実施した。調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種の者及び教員、医師等について、平成31年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を実地に詳細に調査した。

また、各民間企業における給与改定の状況等についても、調査を実施した。

### (2) 調査の実施結果

#### ア 給与改定の状況

一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は28.4%、ベースアップを中止した事業所の割合は14.5%となっている。一方、ベースダウンを実施した事業所はなかった。

また、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は83.6%となっている。昇給額については、平成30年に比べて増額となっている事業所の割合は27.2%、減額となっている事業所の割合は5.3%となっている。一方、定期に行われる昇給を中止した事業所の割合は1.9%となっている。

#### イ 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で49.9%、高校卒で39.9%となっている。そのうち初任給が増額となっている事業所は、大学卒で33.5%、高校卒で34.8%、初任給が据置きとなっている事業所は、大学卒で65.2%、高校卒で63.6%、初任給が減額となっている事業所は、大学卒で1.3%、高校卒で1.6%となっている。

## 3 職員の給与と民間給与との比較

### (1) 月例給

本委員会は、職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表適用者、民間においてはこれに類似すると認められる職種の者について、職種、役職段階、年齢など給与決定要素を同じくすると認められる者同士の平成31年4月分の給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った。

その結果、職員の給与が民間給与を272円（0.07%）下回った。

### (2) 特別給

本委員会は、職種別民間給与実態調査により民間における特別給（ボーナス）の平成30年8月から令和元年7月までの1年間の支給実績を精確に調査しており、その結果に基づいて職員の特別給（期末手当・勤勉手当）と民間の特別給との比較を行っている。

これによる結果、民間の特別給の年間支給割合は、所定内給与月額との4.46月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数（4.40月分）が民間の特別給を0.06月分下回った。

## 4 最近の賃金・雇用情勢等

「毎月勤労統計調査」（厚生労働省、事業所規模30人以上）によると、平成31年4月の福島県の常用労働者の所定内給与は、平成30年4月に比べて1.4%増加し、所定外給与は、平成30年4月に比べて7.9%減少している。

平成31年4月の消費者物価指数（総務省、福島市）は、平成30年4月に比べて1.2%増加しており、勤労者世帯の消費支出（同省「家計調査」、福島市）は、平成30年4月に比べ16.2%増加している。

本委員会が「家計調査」（総務省）を基礎に算定した平成31年4月における福島市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ145,650円、183,960円及び222,250円となっている。また、同月における福島市の1人世帯の標準生計費は、人事院が算定した全国の1人世帯の標準生計費を基礎に算定すると、117,750円となっている。

「最近の雇用失業情勢」（厚生労働省福島労働局）によると、平成31年4月の福島県の有効求人倍率は、平成30年4月に比べて0.02ポイント上昇して1.54倍（季節調整値）、新規求人倍率は、平成30年4月と比べて0.03ポイント下降して2.02倍（同）となっている。

## 5 人事院の報告及び勧告

人事院は、令和元年8月7日、国会及び内閣に対して、国家公務員の給与、公務員人事管理に関する報告を行うとともに、給与の改定に関する勧告を行った。これらの概要は次のとおりである。

### 給与勧告の骨子

#### ○ 令和元年の給与勧告のポイント

##### 月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との較差（0.09%）を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ（0.05月分）、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分
- ③ 住居手当の支給対象となる家賃額の下限を引上げ、その原資を用いて手当額の上限を引上げ

#### I 給与勧告制度の基本的考え方

##### （給与勧告の意義と役割）

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適應するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

##### （現行の民間給与との比較方法等）

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

#### II 民間給与との較差に基づく給与改定等

##### 1 民間給与との比較

約12,500民間事業所の約55万人の個人別給与を実地調査（完了率87.9%）

<月例給> 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 387円 0.09% [行政職(―)…現行給与 411,123円 平均年齢 43.4歳]

[俸給344円 はね返し分(注)43円] (注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 平成30年8月から令和元年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.51月（公務の支給月数 4.45月）

##### 2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

###### (1) 俸給表

###### ① 行政職俸給表(―)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を1,500円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を2,000円引上げ。これを踏まえ、30歳台半ばまでの職員

が在職する号俸について所要の改定（平均改定率0.1%）

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし）

(2) 住居手当

公務員宿舍使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引上げ、(12,000円→16,000円)。これにより生ずる原資を用いて、民間の状況等を踏まえ、手当額の上限を1,000円引上げ（27,000円→28,000円）

手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間、所要の経過措置

<ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.45月分→4.50月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

		6月期	12月期
令和元年度	期末手当	1.30月（支給済み）	1.30月（改定なし）
	勤勉手当	0.925月（支給済み）	0.975月（現行0.925月）
2年度以降	期末手当	1.30月	1.30月
	勤勉手当	0.95月	0.95月

[実施時期]

- ・月例給：平成31年4月1日（住居手当については令和2年4月1日）
- ・ボーナス：法律の公布日

3 給与制度における今後の課題

職員の職務・職責や専門性の重視、能力・実績の反映等の観点からの取組を引き続き推進。民間企業における定年制の状況等を踏まえながら、給与カーブの在り方について検討

## 公務員人事管理に関する報告の骨子

公務に対する国民の信頼を回復し、更に高めるため、全体の奉仕者としての公務員の使命等を再認識させるよう、倫理感・使命感の醸成や職務に対する責任の自覚を働きかけるなど一層の対応に努力。キャリア形成に強い関心を持つ若手職員が増加し、育児、介護等の事情を抱えた職員の存在が顕在化する中で、多様な有為の人材を公務に誘致し、これらの人材が活躍できる公務職場の実現に向けた取組を推進

1 人材の確保及び育成

(1) 人材の確保

採用試験の申込者数が減少してきている中、多様な有為の人材を確保するため、各府省等と連携しつつ、受験者層に応じた施策を展開。人材確保をめぐる諸課題の幅広い検討が必要

(2) 人材の育成

管理職員のマネジメント能力向上や若手職員・女性職員のキャリア形成支援のため、引き続き、専門的な知見を活かした研修を実施

(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人材育成の観点も踏まえて人事評価が適切に活用され、能力・実績に基づく人事管理が徹底されるよう各府省を支援。分限処分に関する運用の徹底など必要な取組を実施

2 勤務環境の整備

(1) 勤務時間等に関する取組

- ・ 本年4月から、超過勤務命令の上限等を設定。制度の運用状況を把握し、必要に応じて各府省を指導。関係機関と連携しつつ、各府省における長時間労働の是正に関する取組を支援
- ・ 仕事と家庭の両立支援制度の周知、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成
- ・ 心の健康づくりの推進、過労死等防止対策の推進

(2) ハラスメント防止対策

現在開催している有識者による「公務職場におけるパワー・ハラスメント防止対策検討会」での議論の結果も踏まえて、新たな防止策を措置。セクシュアル・ハラスメント対策の充実・強化

(3) 非常勤職員の適切な処遇の確保



非常勤職員の給与について、引き続き、常勤職員との権衡をより確保し得るよう取組。非常勤職員の休暇について、民間の状況等を踏まえ、夏季休暇を新設

3 障害者雇用に関する取組

障害者選考試験、合理的配慮指針の策定、フレックスタイム制の柔軟化等をこれまでに実施。本年秋にも同選考試験を実施するほか、各府省の適切な選考等を引き続き支援

4 定年の引上げ

昨年8月の本院の意見の申出を踏まえ、定年の65歳への段階的な引上げを実現するための措置が早期に実施されるよう、改めて要請

## 6 令和元年の給与の改定等

### (1) 令和元年の給与の改定

#### ア 改定の基本方針

職員の給与決定に関する諸条件は、以上に述べたとおりである。

国家公務員の給与については、令和元年8月に給与改定に関する人事院勧告が行われたところであり、他の都道府県職員の給与についても、各人事委員会により人事院勧告や民間給与の状況等を考慮した給与勧告が行われ、あるいは行われることが予定されている。

本委員会は、これらの諸事情を総合的に勘案した結果、以下のとおり判断した。

月例給については、職員の給与と民間給与との間に小さいながら較差が認められたことから、地方公務員法の趣旨を踏まえ、他の都道府県の動向を考慮しながら慎重に検討を行った結果、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げを行うことが適当であり、基本的な給与である給料月額を引き上げることとする。

特別給については、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数が民間の特別給の年間支給割合を下回ったことから、平成30年8月から令和元年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合に見合うよう、支給月数を引き上げる必要がある。

支給月数の引上げ分の期末手当及び勤勉手当への配分に当たっては、民間の特別給の支給状況等を踏まえつつ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分することとする。

#### イ 改定すべき事項

##### (ア) 給料表

民間との給与比較を行っている行政職給料表について、人事院勧告の内容を考慮し、初任給を中心に、30歳台半ばまでの職員が在職する号給について給料月額の改定を行い、給料表を平均0.09%引き上げることとする。

また、行政職以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に、所要の改定を行う。

この改定は、平成31年4月時点の比較に基づいて、公務員給与と民間給与を均衡させるものであることから、同月に遡及して実施する。

##### (イ) 期末手当・勤勉手当

民間の特別給との均衡を図るため、年間の支給月数を0.05月分引き上げ、4.45月分とする。支給月数の引上げ分は、改定の基本方針を踏まえ勤勉手当に配分し、令和元年度については、12月期の勤勉手当を引き上げ、令和2年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるように配分する。

また、再任用職員の勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に引き上げることとする。

##### (ウ) 住居手当

住居手当については、職員公舎の入居料の実態及び国家公務員に対してとられる措置を考慮して改定する必要がある。改定に当たっては、「給与制度の総合的見直し」における給料表の水準引下げに伴う経過措置が令和2年3月31日に廃止されることから、経過措置の廃止に伴って生ずる原資を活用することが適当である。

##### (エ) 宿日直手当

宿日直手当については、宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ改定する必要がある。

(2) その他の課題

通勤手当については、最近のガソリン価格の変動など職員の通勤実情等を踏まえ、手当額について検討する必要がある。

## II 人事管理の課題

### 1 勤務環境の整備

長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方等の実現を目指す働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行により、平成31年4月から、民間労働者については、いわゆる三六協定で定める時間外労働の上限等が定められた。

地方公務員においても、三六協定の締結義務のある事業に従事する職員については、時間外労働の上限規制の適用を受け、また、民間労働法制が適用されない官公署の事業に従事する職員についても、人事委員会規則を改正し、超過勤務命令に上限時間を設けたところである。

このため、これまで以上に長時間労働の是正や勤務時間管理の適正化に努める必要があるなど、公務がより効率的に運営されるために、職員一人一人が心身の健康を保ち、働きやすい勤務環境の整備を一層進めていく必要がある。

(1) 長時間労働の是正

本委員会の調査によれば、職員1人当たりの超過勤務時間は、震災以降、依然として高い水準で推移している。恒常的な長時間労働は、職員の心身への影響も大きいことから、任命権者においては、引き続き、必要な人員の確保や管理職員による効果的・能率的なマネジメントを一層強化する必要がある。さらに、RPAを始めICTを活用した業務改革や業務の簡素効率化について引き続き検討を進めるなど、長時間労働の是正に向け、より実効性のある取組を推進していく必要がある。加えて、特定の職員に超過勤務が偏っている状況を改善するため、職員間の業務の平準化を進めていく必要がある。

また、教職員の長時間労働については、教育委員会が、2020年度までに時間外勤務時間を30%削減することを目標とした教職員多忙化解消アクションプランに基づき具体的な取組を進めており、時間外勤務時間の削減に一定の成果も見られている。本委員会としては、教職員の健康管理の面からも、計画が確実に実行されるよう、その進捗と時間外労働の状況について引き続き注視していく。

さらに、長時間勤務職員について、医師による面談が実施されているが、労働安全衛生法の改正により、平成31年4月から面接指導の対象となる時間外勤務時間の要件が引き下げられたことを踏まえ、より適切に職員の健康管理が行われるよう、面接指導を効果的なものとする必要がある。

(2) 職員の健康保持

本委員会の調査によれば、心の疾病を原因として長期病気休暇等を取得する職員は増加傾向にあり、取得者全体に占める心の疾病を原因とする者の割合は依然として高い水準にある。当該職員については、病気休暇等の期間を更新したり、職務復帰後に再度病気休暇等を取得するケースも多くなっており、任命権者においては、心の疾病を原因とする病気休職者等に対する職場復帰支援プログラムを策定するなどの対策を講じているが、これらが各職場において十分に理解・活用され、心の疾病を原因とする病気休暇等を取得した職員の職務復帰が円滑に行われるよう支援体制を更に強化していく必要がある。

また、労働安全衛生法に基づくストレスチェックについて、職場環境の改善に活用していない職場が確認されたことから、メンタルヘルス不調の未然防止という目的を踏まえ、集計・分析結果を活用した職場環境の改善を積極的に進める必要がある。

さらに、健康診断の有所見率が81.8%と依然として高い状況にあるため、任命権者においては、職員の健康保持に向けた取組を強化する必要がある。

(3) 仕事と家庭の両立支援の促進

職員が心身共に健康で職務に従事するためには、ワーク・ライフ・バランスを図ることが重要

である。本委員会の調査によれば、家庭生活における育児や介護に関する両立支援制度について特に男性職員の活用が低調であることから、任命権者においては、引き続き、同制度の一層の周知と活用しやすい環境作りを積極的に行うとともに、その利用促進を図る必要がある。

また、任命権者においては、「夏の時差出勤」を試行しており、実施期間や勤務時間の種類を拡大し、職員が利用しやすいものとするなど、ワーク・ライフ・バランスの推進に資する取組を進めているが、更に職員の事情に応じた柔軟な働き方を進めていくために、国や他の都道府県の状況を踏まえ、サテライトオフィスを始めとするテレワーク等の実施に向け具体的に検討を進める必要がある。

心身の疲労を回復し、意欲的に職務に従事するためには、年次有給休暇の計画的な取得が重要であるが、年間5日未満の年次有給休暇取得者が管理職員の26.7%を占める状況となっている。民間労働法制においては、平成31年4月から、年5日の年次有給休暇取得が義務化され、また、福島県職員男女共同参画推進計画において、年休の取得目標を年12日と定めていることなどを踏まえ、任命権者においては、年休取得計画表等を活用するなどにより、特に管理職員の取得促進を図る必要がある。

#### (4) 障がい者雇用に関する取組

障がい者雇用の促進については、障がいの内容及び程度に応じて能力を發揮できる職域や業務等を把握した上で、適切な選考等を行うことが必要である。また、障がいのある職員がその能力を發揮して生き生きと職場で活躍できるようにするためには、それぞれの障がいに応じた合理的配慮が必要であり、障がいに対する個々の職員の理解を深めるとともに、職場環境を整備することが重要である。各任命権者は、引き続き、意欲と能力を有する障がい者の雇用の促進の取組を適切に進めていく必要がある。

## 2 人材の確保・育成等への取組

復興・創生期間4年目を迎えた本県では、平成24年12月に策定した総合計画「ふくしま新生プラン」の下、夢・希望・笑顔に満ちた「新生ふくしま」の実現に向けた様々な施策に取り組んでいるところである。

人口減少・少子高齢化など複雑・多様化する行政課題に的確に対応し、「挑戦」の取組を進化させ、復興・創生を更に前進させるためには、チャレンジ精神に溢れ、県民全体の奉仕者としての自覚と「福島県をより良くしたい」という情熱を持った、有為な人材の確保と育成が極めて重要な課題である。

そのため、以下のとおり、本委員会を始め、各任命権者ともに積極的に取り組む必要がある。

### (1) 人材の確保

震災以降これまで復興・創生業務の増加等へ対応するため、正規職員や任期付職員の採用等により職員の増員がなされてきた。本委員会としても、より弾力的に人材を確保することができるように任用制度を見直してきたところである。

人材確保にあたっては、より多くの者が採用試験を受験するための取組として、県内や東京都内等での県職員セミナーの開催や技術職を対象とした説明会の開催、大学訪問、合同企業説明会への参加など、関係部局と連携しながら広報活動を実施してきたところである。

また、女性受験者の更なる確保に向け、男女ともに働きやすい勤務環境やキャリアアップについての積極的な広報を行ったほか、保護者を対象とした説明会の開催や県職員の仕事への関心を高めるために、中高生を対象とした出前講座を開催するなど、将来に向けた人材確保の取組も進めてきたところである。

しかしながら、若年人口が減少していく中で、民間企業・国や他の地方公共団体の高い採用意欲等を背景に、受験者数は減少傾向にあり、特に技術職においてその傾向が顕著であるなど、人材確保を取り巻く環境は依然として厳しく、有為な人材を確保するためには、今まで以上に計画的・戦略的に取り組んでいく必要がある。

今後とも、本委員会が中心となり、任命権者との連携を一層強化し、本県職員として働くことの魅力を広く具体的に発信していくことに加え、特に、技術系の人材、女性、中高生及びその保護者等を対象にきめ細かな情報発信を行うことにより、職業選択における本県職員への関心を高

め、受験者の確保に努めるとともに、県民全体の奉仕者たる県職員としてふさわしい有為な人材の確保に向けて、採用試験制度を検証していくこととする。

## (2) 人材の育成

本県においては、目指すべき県職員像として「自律型職員（自ら考え行動する職員）の育成」を掲げ、養成すべき能力を具体化し、体系的な人材育成に取り組んでいるところである。

復興・創生を更に前進させるためには、職員一人一人の能力を高めていくことが極めて重要である。今後、人材育成を一層充実させるためには、組織及び受講者のニーズを的確に把握し、より効果的かつ効率的な研修体系としていくとともに、日々の業務を通じた職員育成（OJT）と併せて、職場外での研修（Off-JT）を受講する職員への組織でのフォローや、育児・介護等を行っている職員などが受講しやすい多様な研修機会の確保など研修受講環境の向上に引き続き努める必要がある。中でも、OJTに関しては、各職場においてその重要性を認識し、新採用職員サポート制度など職層に応じたOJTを効果的に実施できる環境を整備し、先輩職員の有する経験・知識・技術等を後輩職員が共有・継承し活用していくことが求められる。

また、管理職員は、人事評価の面談等の機会を活用して、各職員の中期的な能力開発や専門性向上等に関する希望の把握に努め、成長に向けての課題等を共有するなどコミュニケーションを密に取ることにより、職員の意欲を高め、自発的な取組や成長を促し、併せて、業務指導などのOJTにより職員の能力や専門性の向上を図るため、自らの指導力を培う必要がある。

さらに、職員が男女を問わず、あらゆる場面において、持てる力を十分に発揮できるように、幅広い職場経験・研修機会を付与することにより、職員全員の能力向上を図る機会が確保されるよう配慮する必要がある。なお、女性職員に対しては、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、女性職員を対象としたキャリアアップ支援研修等、引き続きキャリアアップの意欲が向上する機会を付与し、女性職員の登用拡大を図っていく必要がある。

## (3) 人事評価制度の適切な運用と活用

複雑・多様化する行政課題を解決するためには、組織全体の士気高揚及び公務能率の向上を図ることが重要である。管理職員は、業務の遂行状況等を適切に把握し、能力・実績を適正に評価するとともに、人材育成の観点からも人事評価制度を有効に活用して職員の能力や意欲の向上を図っていく必要がある。

任命権者は、人事評価制度を、公正性・公平性・納得性・客観性・透明性が確保された制度として運用することが重要であり、人事評価の結果を地方公務員法の規定に基づき、人事管理の基礎として適切に活用していく必要がある。

## (4) 会計年度任用職員制度の適切な運用

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）に基づき、特別職の任用及び臨時的任用の厳格化、会計年度任用職員制度の創設などの規定が整備され、令和2年4月に施行されることである。

任命権者は、改正法の趣旨を踏まえ、会計年度任用職員の適正な任用や勤務条件の確保等について、適切に運用していく必要がある。

## 3 定年制度の見直し

国家公務員の定年引上げについて検討要請を受けた人事院は、高齢層職員の能力及び経験を本格的に活用するため、定年を段階的に65歳に引き上げることが必要であるとし、平成30年8月に国家公務員法等の改正についての意見の申出を行ったところである。その中で、定年の引上げに関する具体的措置として、定年制度の見直し、役職定年制や定年前の再任用短時間勤務制の導入、60歳を超える職員の給与について言及している。また、令和元年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」においても公務員の定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討することが盛り込まれたところである。

地方公務員の定年は、国の職員の定年を基準として定めることと地方公務員法に規定されており、国等の取組を注視しつつ、検討を進める必要がある。

## 4 公務員倫理の徹底

(1) 服務規律の確保

職員は、職務の内外において高い倫理観を保持し、県民全体の奉仕者として強い使命感を持って公務に当たることが求められており、県民の信頼と協力なくして本県の復興・創生を着実に進めることはできないものである。

任命権者においては、これまで職員面談や不祥事防止研修などを通じて、服務規律の保持に向けた職員の意識徹底に努めてきたところであるが、令和元年度は職員が逮捕され懲戒処分を受けるなど、不祥事案が相次いでいることは、県民の信頼を著しく失墜させる極めて深刻な事態であり、本委員会としても、危機的な状況と認識している。

任命権者においては、全職員が不祥事を自らのこととして受け止め自戒するなど、職員の意識改革に向けた取組の充実強化等の真摯な努力を積み重ね、組織を挙げて不祥事を根絶させる必要がある。

(2) ハラスメントの防止

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなど（以下「ハラスメント」という。）は、職員の尊厳を傷つけ、その能力発揮を妨げるとともに、勤務環境を悪化させるものである。

とりわけ、パワー・ハラスメントに関しては、国においては、令和元年5月に、労働施策総合推進法が改正され、防止対策等として、事業主が講ずべき措置等に関する指針について審議がなされている。

本県においても、任命権者においては、男女共同参画ガイドライン等を活用し、職員の人権に対する意識を高める取組の推進やハラスメントに係る相談窓口の周知徹底を図るなど、全ての職員が安心して働くことができる勤務環境の整備を進めているが、法改正や指針の審議等の状況を踏まえ、適切に対応する必要がある。

### Ⅲ 勧告実施の要請

人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されていることの代償措置として、職員の適正な処遇を確保するために設けられているものであり、情勢適応の原則にのっとり職員の勤務条件の決定方法として定着し、行政運営の安定等に寄与してきている。

職員は、本県の復興と地方創生をやり抜くという揺るぎない決意の下、様々な挑戦を続けている。そのような職員の努力や実績に的確に報いていくためにも、職員には、今後とも、社会一般の情勢に適応した処遇が確保される必要があると考える。

議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割について深い理解を示され、勧告どおり実施されるよう要請する。

## 勸告

### I 職員の給与の改定に関する勸告

本委員会は、職員の給与について、次のように措置することを勧告する。

#### 第1 平成31年4月の民間給与との比較による給与改定

##### 1 給料表の改定

現行の給料表を別記（省略）のとおり改定すること。

##### 2 諸手当の改定

###### (1) 期末手当・勤勉手当

###### ア 令和元年12月期の支給割合

###### ア (イ)及び(ウ)以外の職員

勤勉手当の支給割合を0.975月分（再任用職員にあつては、0.5月分）とすること。

###### イ 特定幹部職員

勤勉手当の支給割合を1.175月分（再任用職員にあつては、0.6月分）とすること。

###### ウ 任期付研究員及び特定任期付職員

期末手当の支給割合を1.7月分とすること。

###### イ 令和2年6月期以降の支給割合

###### ア (イ)及び(ウ)以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.95月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.475月分）とすること。

###### イ 特定幹部職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.15月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.575月分）とすること。

###### ウ 任期付研究員及び特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

###### (2) 住居手当

職員公舎の入居料の実態及び国家公務員に対してとられる措置を考慮して改定すること。

###### (3) 宿日直手当

宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ改定すること。

#### 第2 改定の実施時期

この改定は、平成31年4月1日から実施すること。ただし、第1の2の(1)のアについては、令和元年12月1日から、第1の2の(1)のイ及び第1の2の(2)については、令和2年4月1日から実施すること。

## 2 給与関係規則の制定・改廃状況

令和元年度中に公布された給与関係の人事委員会規則は、次のとおりである。

### ○ 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
元. 11. 1	第6号	元. 12. 14	○ 期末・勤勉手当 地方公務員法改正に伴い、成年被後見人等の失職に関する規定を削除した。
元. 12. 27	第7号	31. 4. 1	○ 給料の調整額 給料表の改定に伴い、調整基本額を改定した。
		元. 12. 1	○ 勤勉手当 支給割合の改定に伴い、成績率の上限を改定した。
		2. 4. 1	○ 通勤手当 条例の改正に伴い、交通機関等利用職員の全額支給限度額を改正した。 ○ 勤勉手当 支給割合の改定に伴い、成績率の上限を改定した。
2. 3. 31	第9号	2. 4. 1	○ 期末・勤勉手当 会計年度任用職員制度の導入に伴い、在職期間に係る規定を改正した。 ○ 給料の特別調整額 組織改編に伴い、支給対象となる職を改正した。

### ○ 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
元. 12. 27	第9号	31. 4. 1	○ 昇格時号給対応表 人事院規則等の改正に伴い、昇格時号給対応表を改正した。 ○ 降格時号給対応表 人事院規則等の改正に伴い、降格時号給対応表を改正した。
2. 2. 12	第1号	2. 4. 1	○ 初任給決定の基準（級別資格基準表、初任給基準表） 任期の定めのある職員の給与を常勤職員に適用される基準に基づき適切に決定するため、初任給決定の基準を改正した。
2. 3. 31	第11号	2. 4. 1	○ 等級別職務表 組織改編に伴い、等級別職務表を改正した。 ○ 学歴免許等資格区分表 人事院規則の改正に伴い、専門職大学に係る学歴免許等資格区分表を改正した。

### ○ 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
元. 12. 27	第8号	31. 4. 1	○ 給料の調整額 給料表の改定に伴い、調整基本額を改定した。
2. 3. 31	第10号	2. 4. 1	○ へき地手当等 義務教育学校の設置等に伴い、支給対象学校を改正した。 ○ 寒冷地手当 市町村立学校の統合に伴い、支給対象学校を改正した。

○ 市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
元. 12. 27	第10号	31. 4. 1	○ 昇格時号給対応表 全人連モデル昇格時号給対応表の改正に伴い、昇格時号給対応表を改正した。 ○ 降格時号給対応表 全人連モデル降格時号給対応表の改正に伴い、降格時号給対応表を改正した。
2. 2. 12	第2号	2. 4. 1	○ 初任給決定の基準（級別資格基準表、初任給基準表） 任期の定めのある職員の給与を常勤職員に適用される基準に基づき適切に決定するため、初任給決定の基準を改正した。

○ 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
31. 4. 23	第12号	30. 12. 25	○ 感染症防疫等作業手当 支給対象となる家畜伝染病を改正した。
元. 6. 4	第2号	元. 5. 1	○ 護衛等手当 人事院規則に準じて、手当の区分に定める皇族を改正した。
2. 3. 31	第12号	2. 2. 5	○ 感染症防疫等作業手当 支給対象となる家畜伝染病名を改正した。



## 第5 勤務条件関係業務

### 1 勤務条件の実態

#### 勤務条件実態調査の概要

勤務条件実態調査は、地方公務員法第8条第1項第1号及び第2号の規定による人事行政及び勤務条件等の研究調査の一環として、また非現業事業所に対しては、地方公務員法第58条第5項の規定による労働基準監督機関としての職権行使を兼ねて昭和53年度から実施しているものであるが、令和元年度調査分の結果の概要は次のとおりである。

#### (1) 調査の内容、方法等

調査事項は、①職員数、②勤務時間、③休暇・休職、④健康・安全、⑤安全衛生管理体制、⑥改善要望等についてである。

調査方法は、県の全事業所(企業局、病院局、公立大学法人等を除く。)を対象に書面調査を行った。調査対象となった事業所数は、次のとおりである。

調査対象事業所数 (単位：事業所)

区分 部 局 名	書面調査(令和元年5月)
知 事 部 局	148
教 育 委 員 会	144 (21)
警 察 本 部	64
議会・各委員(会)	6
合 計	362 (21)

注 ( ) 内は分校、定時制、通信制、校舎等で内数である。

#### (2) 調査結果

ア 職員数(平成31.4.1現在)

(単位：人)

区分 部 局 名	総 職 員 数			総職員数のうち 技能労務職員数			総職員数のうち 臨時職員数		
	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女
知 事 部 局	6,326	4,488	1,838	165	155	10	463	113	350
教 育 委 員 会	6,333	3,723	2,610	53	51	2	131	56	75
警 察 本 部	4,001	3,462	539	12	11	1	26	1	25
議会・各委員(会)	97	68	29	0	0	0	4	0	4
合 計	16,757	11,741	5,016	230	217	13	624	170	454

イ 休憩時間の利用形態の状況（平成 31. 4. 1 現在）

（単位：事業所）

部 局 名	区 分	付 与 形 態		合 計	利 用 形 態		合 計
		一斉付与	交替付与		自由利用	制限的利用	
知 事 部 局	本 庁	32	1	33	33	0	33
	出 先	96	14	110	106	4	110
	計	128	15	143	139	4	143
教 育 委 員 会	本 庁	10	0	10	10	0	10
	出 先	76	52	128	125	3	128
	計	86	52	138	135	3	138
警 察 本 部	本 庁	29	6	35	26	9	35
	出 先	7	22	29	9	20	29
	計	36	28	64	35	29	64
議 会 ・ 各 委 員 （ 会 ）		6	0	6	6	0	6
合 計	本庁・議会・各委員（会）	77	7	84	75	9	84
	出 先	179	88	267	240	27	267
	合 計	256	95	351	315	36	351

ウ 超過勤務の状況

○ 各月の超過勤務の平均時間（平成 30. 4. 1～平成 31. 3. 31）

（単位：時間）

部 局 名	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	年間平均
知 事 部 局	17.6	18.9	18.3	16.1	13.3	15.7	18.8	16.8	14.8	14.6	16.4	18.4	16.6
教 育 委 員 会	17.8	14.0	14.0	13.6	9.7	11.9	15.1	12.9	12.0	11.5	12.5	17.9	13.6
警 察 本 部	24.6	31.1	24.2	24.0	23.0	26.4	28.1	30.2	32.2	32.5	26.0	24.4	27.2
議会・各委員（会）	9.8	12.8	19.9	14.8	15.5	17.5	21.2	11.6	8.5	7.7	8.2	12.4	13.5
全 平 均	20.3	23.3	20.3	19.0	16.9	19.6	22.2	21.7	21.4	21.4	19.9	20.8	20.6

注1 超過勤務手当支給対象職員に係る超過勤務の平均時間である。

注2 県立学校に勤務する教員は、教職調整額が支給され、超過勤務手当の支給対象外となっているため、本項目には含まれていない。

○ 月 45 時間を超える超過勤務を行った職員数と割合（平成 30. 4. 1～平成 31. 3. 31）

（単位：上段…人、下段…%）

部 局 名	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
知 事 部 局	543	570	539	437	275	369	595	480	366	338	456	552	5,520
	11.0	11.6	11.0	8.9	5.6	7.5	12.1	9.8	7.5	6.9	9.3	11.3	9.4
教 育 委 員 会	84	55	56	78	42	65	76	49	53	43	41	76	718
	12.7	8.5	8.6	12.0	6.4	9.9	11.7	7.6	8.2	6.6	6.3	11.7	9.2
警 察 本 部	189	350	140	117	122	181	250	346	399	452	179	145	2,870
	5.2	9.7	3.9	3.2	3.4	5.0	6.8	9.5	10.9	12.3	4.9	3.8	6.5
議会・各委員（会）	0	2	2	3	6	12	6	3	0	1	0	1	36
	0.0	3.7	3.4	5.1	11.5	21.1	10.2	5.9	0.0	2.0	0.0	1.7	5.4
全 平 均	816	977	737	635	445	627	927	878	818	834	676	774	9,144
	8.8	10.6	8.0	6.9	4.8	6.8	10.0	9.5	8.8	9.0	7.3	8.2	8.2

注1 上段の数値は該当する区分の超過勤務をした職員の数であり、下段の数値は支給対象職員に対する超過勤務をした職員の割合である。

注2 県立学校に勤務する教員は、教職調整額が支給され、超過勤務手当の支給対象外となっているため、本項目には含まれていない。

エ 育児・介護を行う職員に対する勤務時間制度の活用状況

○ 早出遅出勤務制度の利用者数（平成 30. 4. 1～平成 31. 3. 31）

（単位：人）

区分 部 局 名	育児	介護	合計
知 事 部 局	12 (8)	1 (0)	13 (8)
教 育 委 員 会	10 (4)	1 (1)	11 (5)
警 察 本 部	3 (0)	0 (0)	3 (0)
議会・各委員（会）	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	25 (12)	2 (1)	27 (13)

注 上段は総数であり、下段は総数に占める男性職員の数である。

○ 深夜勤務の制限制度の利用者数（平成 30. 4. 1～平成 31. 3. 31）

（単位：人）

区分 部 局 名	育児	介護	合計
知 事 部 局	0 (0)	1 (0)	1 (0)
教 育 委 員 会	0 (0)	0 (0)	0 (0)
警 察 本 部	17 (0)	0 (0)	17 (0)
議会・各委員（会）	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	17 (0)	1 (0)	18 (0)

注 上段は総数であり、下段は総数に占める男性職員の数である。

○ 時間外勤務の制限制度の利用者数（平成 30. 4. 1～平成 31. 3. 31）

（単位：人）

区分 部 局 名	育児	介護	合計
知 事 部 局	0 (0)	0 (0)	0 (0)
教 育 委 員 会	0 (0)	0 (0)	0 (0)
警 察 本 部	11 (0)	0 (0)	11 (0)
議会・各委員（会）	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	11 (0)	0 (0)	11 (0)

注 上段は総数であり、下段は総数に占める男性職員の数である。

オ 年次有給休暇の取得状況(平成 30. 1. 1～平成 30. 12. 31)

○ 年次休暇の取得日数

(単位：人、日、%)

区分 部局名	管理職・ 非管理職 の別	総職員数 (人)	付与日数	繰越日数	年間総使 用日数	平均使用 日数	年休消化率 (%)
		(A)	(B)	(C)	(D)	(D)/(A)	(D)×100 /(B+C)
知事部局	管理職	824	16,480	16,229	7,026	8.5	21.5
	非管理職	4,886	97,620	85,376	51,565	10.6	28.2
	合計	5,710	114,100	101,605	58,591	10.3	27.2
教育委員会	管理職	429	8,580	8,493	2,801	6.5	16.4
	非管理職	5,769	114,388	99,603	70,060	12.1	32.7
	合計	6,198	122,968	108,096	72,861	11.8	31.5
警察本部	管理職	154	3,100	3,044	1,602	10.4	26.1
	非管理職	3,736	74,919	70,821	40,104	10.7	27.5
	合計	3,890	78,019	73,865	41,706	10.7	27.5
議会・各委員(会)	管理職	39	780	780	421	10.8	27.0
	非管理職	55	1,100	1,019	516	9.4	24.4
	合計	94	1,880	1,799	937	10.0	25.5
合計	管理職	1,446	28,940	28,546	11,850	8.2	20.6
	非管理職	14,446	288,027	256,819	162,245	11.2	29.8
	合計	15,892	316,967	285,365	174,095	11.0	28.9

注 年次有給休暇の取得実績に係る総職員数は平成 30 年 12 月 31 日時点の在籍者であり、臨時職員を除くため、30 頁の総職員数とは一致しない。

○ 年次有給休暇取得日数の分布(平成 30. 1. 1～平成 30. 12. 31)

(単位：人)

区分 部局名	管理職・ 非管理職 の別	年次有給休暇取得者数						
		取得なし	1～4日	5～9日	10～14日	15～19日	20～29日	30日以上
知事部局	管理職	2	197	324	198	70	32	1
	非管理職	53	913	1,507	1,099	773	497	44
	合計	55	1,110	1,831	1,297	843	529	45
教育委員会	管理職	4	157	175	70	19	3	1
	非管理職	48	607	1,410	1,624	1,399	649	32
	合計	52	764	1,585	1,694	1,418	652	33
警察本部	管理職	2	18	41	64	26	3	0
	非管理職	54	458	1,105	1,262	607	230	20
	合計	56	476	1,146	1,326	633	233	20
議会・各委員(会)	管理職	0	6	12	12	7	1	1
	非管理職	0	9	23	14	8	1	0
	合計	0	15	35	26	15	2	1
合計	管理職	8	378	552	344	122	39	3
	非管理職	155	1,987	4,045	3,999	2,787	1,377	96
	合計	163	2,365	4,597	4,343	2,909	1,416	99

カ 病気休暇の取得状況(平成 30. 1. 1～平成 30. 12. 31)

(単位：日、時間、人)

部 局 名		区 分	
		私傷病	公務災害
知 事 部 局	日 時	15,952	101
	実人数	3,693	102
	実人数	505	14
教 育 委 員 会	日 時	9,914	189
	実人数	575	66
	実人数	631	12
警 察 本 部	日 時	3,431	326
	実人数	12	39
	実人数	71	18
議 会 ・ 各 委 員 ( 会 )	日 時	284	0
	実人数	27	0
	実人数	6	0
合 計	日 時	29,581	616
	実人数	4,307	207
	実人数	1,213	44

注 日時欄の上段は日を単位として取得した休暇日数であり、下段は時間を単位とした休暇時間数である。

キ 特別休暇、職務専念義務の免除の状況(平成 30. 1. 1～平成 30. 12. 31)

(単位：日、時間(分)、人)

部 局 名		区 分								
		産前産後	配偶者産出	育児参加	妊娠障害	妊産婦検診	通勤緩和	育児(男性)	育児(女性)	
知 事 部 局	日 時	3,683	182	92	74	52	/	/	/	
	実人数	/	165	99	114	321	480	435	22,705	
	実人数	39	89	35	13	39	3	6	22	
教 育 委 員 会	日 時	5,395	176	79	150	86	/	/	/	
	実人数	/	206	194	356	399	0	0	14,145	
	実人数	65	88	40	27	55	0	0	3	
警 察 本 部	日 時	2,408	387	45	38	32	/	/	/	
	実人数	/	61	12	6	54	0	0	14,715	
	実人数	28	169	22	6	18	0	0	4	
議 会 ・ 各 委 員 ( 会 )	日 時	218	3	2	11	4	/	/	/	
	実人数	/	0	19	15	13	0	0	0	
	実人数	2	1	2	1	2	0	0	0	
合 計	日 時	11,704	748	218	273	174	/	/	/	
	実人数	/	432	324	491	787	480	435	51,565	
	実人数	134	347	99	47	114	3	6	29	

注 日時欄の上段は日を単位として取得した休暇日数であり、下段は時間を単位とした休暇時間数(育児休暇及び通勤緩和休暇は分数)である。

(単位：日、時間、人)

区分		子育て (男性)	子育て (女性)	短期介護 (男性)	短期介護 (女性)	生 理	夏 季	ボラン ティア	骨髄提供	リフレッ シュ	職 務 専 念 義務の免除
知 事 部 局	日 時	1,656	1,168	119	22	114	26,984	15	1	271	1,522
		6,807	8,458	405	191	/	(5.0)	/	0	/	8,822
	実人数	803	401	43	15	25	5,448	11	1	114	2,329
教 育 委 員 会	日 時	1,778	2,317	287	409	92	29,071	5	0	541	6,916
		8,320	12,861	640	1,287	/	(4.9)	/		/	16,657
	実人数	993	802	109	170	28	5,955	1	0	223	4,084
警 察 本 部	日 時	1,449	714	15	14	65	19,158	1	0	86	1,453
		1,281	947	17	24	/	(4.9)	/	0	/	4,303
	実人数	709	144	5	5	22	3,878	1	0	38	2,201
議 会 ・ 各 委 員 ( 会 )	日 時	26	11	0	0	0	437	0	0	8	15
		122	94	0	0	/	(5.0)	/	0	/	156
	実人数	9	5	0	0	0	88	0	0	3	36
合 計	日 時	4,909	4,210	421	445	271	75,650	21	1	906	9,906
		16,530	22,360	1,062	1,502	/	(4.9)	/	0	/	29,938
	実人数	2,514	1,352	157	190	75	15,369	13	1	378	8,650

注1 日時欄の上段は日を単位として取得した休暇日数であり、下段は時間を単位とした休暇時間数である。

注2 「夏季休暇」の日時欄の下段の( )は、対象者一人当たりの日数である。

ク 休業・休職等の状況(平成 30. 1. 1～平成 30. 12. 31)

(単位：日、分、人)

区分 部局名		休業					休職				
		自己啓発等休業	大学院修学休業	配偶者同行休業	同僚休業	修学部分休業	高齢者部分休業	私傷病	公務	専従休職	分限条例第2条第1号の規定による休職
知事部局	日	0		275			9,673	12	1,756	0	0
	分				930	0					
	人数	0		1	1	0	43	2	7	0	0
教育委員会	日	365	0	547			3,176	0	610	0	19
	分				0	0					
	人数	1	0	3	0	0	20	0	2	0	1
警察本部	日	0		0			2,276	6	0	0	0
	分				0	0					
	人数	0		0	0	0	11	2	0	0	0
議会・各委員(会)	日	0		0			0	0	0	0	0
	分				0	0					
	人数	0		0	0	0	0	0	0	0	0
合計	日	365	0	822			15,125	18	2,366	0	19
	分				930	0					
	人数	1	0	4	1	0	74	4	9	0	1

ケ 育児休業・育児部分休業の状況(平成 30. 1. 1～平成 30. 12. 31)

(単位：日(部分休業は日、分)、人)

区分 部局名	対象者	育児休業		部分休業		
		使用者	日数	使用者	承認期間(日)	時間数(分)
知事部局	139	118	20,962	39	3,801	236,895
	(97)	(20)	(1,388)	(1)	(152)	(9,090)
教育委員会	164	164	37,352	34	3,661	175,731
	(102)	(3)	(385)	(1)	(39)	(1,170)
警察本部	212	64	16,525	9	802	53,356
	(186)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
議会・各委員(会)	4	3	221	0	0	0
	(2)	(1)	(16)	(0)	(0)	(0)
合計	519	349	75,060	82	8,264	465,982
	(387)	(24)	(1,789)	(2)	(191)	(10,260)

注1 「対象者」とは「平成30年以内に子どもが生まれた職員の人数である。

注2 「使用者」とは、平成30年1月1日から平成30年12月31日の間に育児休業の承認を受けた者(平成29年以前に対象者となり引き続き承認を受けている者も含む。)である。なお、平成30年中に同じ者が複数回育児休業の承認を受けている場合、育児休業の「使用者」は延べ人数で計算している。

注3 部分休業の「承認期間」とは、実際に部分休業を取得した日数である。

注4 上段は対象者及び使用者並びに日数の総数であり、下段は男性職員の対象者及び使用者並びに日数の総数である。

コ 育児短時間勤務制度の利用状況(平成 30. 1. 1～平成 30. 12. 31)

(単位：人)

区分 部局名	対象者	取得者
知事部局	786	4
教育委員会	906	1
警察本部	935	1
議会・各委員(会)	9	1
合計	2,636	7

注 「対象者」とは、平成 30 年 1 月 1 日時点で、小学校に就学していない子を養育する職員である。

サ 介護休暇・介護時間の利用状況(平成 30. 1. 1～平成 30. 12. 31)

(単位：日、時間、分、人)

部局名	介護休暇		介護時間	
	承認日時数 ・ 取得人数		取得時間数 ・ 取得人数	
知事部局	日	125	日	
	時	36	時	
	分		分	13,140
	人数	2	人数	1
教育委員会	日	162	日	
	時	0	時	
	分		分	2,940
	人数	3	人数	1
警察本部	日	69	日	
	時	2	時	
	分		分	0
	人数	3	人数	0
議会・各委員(会)	日	0	日	
	時	0	時	
	分		分	0
	人数	0	人数	0
合計	日	356	日	
	時	38	時	
	分		分	16,080
	人数	8	人数	2



シ 定期健康診断・特別健康診断の状況（平成30年度）

部 局 名	区 分	定 期 健 康 診 断		特 別 健 康 診 断
		35 歳 未 満	35 歳 以 上	
知 事 部 局	対 象 者 (A)	2,281 人	5,091 人	5,788 人
	受 診 者 (B)	2,248 人	5,031 人	5,672 人
	有 所 見 者 (C)	1,501 人	4,684 人	1,387 人
	受 診 率 (B/A)	98.6%	98.8%	98.0%
	有 所 見 率 (C/B)	66.8%	93.1%	24.5%
教 育 委 員 会	対 象 者 (A)	1,502 人	5,545 人	75 人
	受 診 者 (B)	1,501 人	5,542 人	75 人
	有 所 見 者 (C)	942 人	4,635 人	5 人
	受 診 率 (B/A)	99.9%	99.9%	100.0%
	有 所 見 率 (C/B)	62.8%	83.6%	6.7%
警 察 本 部	対 象 者 (A)	1,652 人	2,424 人	2,326 人
	受 診 者 (B)	1,639 人	2,416 人	2,299 人
	有 所 見 者 (C)	1,151 人	2,103 人	1,872 人
	受 診 率 (B/A)	99.2%	99.7%	98.8%
	有 所 見 率 (C/B)	70.2%	87.0%	81.4%
議 会 ・ 各 委 員 ( 会 )	対 象 者 (A)	21 人	82 人	37 人
	受 診 者 (B)	21 人	81 人	37 人
	有 所 見 者 (C)	17 人	76 人	2 人
	受 診 率 (B/A)	100.0%	98.8%	100.0%
	有 所 見 率 (C/B)	81.0%	93.8%	5.4%
合 計	対 象 者 (A)	5,456 人	13,142 人	8,226 人
	受 診 者 (B)	5,409 人	13,070 人	8,083 人
	有 所 見 者 (C)	3,611 人	11,498 人	3,266 人
	受 診 率 (B/A)	99.1%	99.5%	98.3%
	有 所 見 率 (C/B)	66.8%	88.0%	40.4%

注 定期健康診断の受診者は、検査項目を一つでも受診した者を計上している。

ス 公務災害・通勤災害の状況(平成30.1.1～平成30.12.31)

(単位：件)

区分 部局名	公務災害	通勤災害	合計
	知事部局	23	16
教育委員会	52	1	53
警察本部	47	2	49
議会・各委員(会)	0	2	2
合計	122	21	143

セ 安全衛生管理体制(令和元.6.1現在)

(単位：事業所)

区分 部局名	監督機関	総括安全衛生管理者		安全管理者		衛生管理者		産業医	
		要選任	選任済	要選任	選任済	要選任	選任済	要選任	選任済
知事部局	人事委員会	1	1	0	0	18	17	18	18
	労働基準監督署	4	4	8	7	15	14	15	15
教育委員会	人事委員会	0	0	0	0	67	67	67	67
警察本部	人事委員会	0	0	0	0	25	22	25	25
議会・各委員(会)	人事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	人事委員会	1	1	0	0	110	106	110	110
	労働基準監督署	4	4	8	7	15	14	15	15

(単位：事業所)

区分 部局名	監督機関	安全衛生推進者		衛生推進者	
		要選任	選任済	要選任	選任済
知事部局	人事委員会	0	0	35	35
	労働基準監督署	16	16	12	12
教育委員会	人事委員会	0	0	51	51
警察本部	人事委員会	0	0	9	9
議会・各委員(会)	人事委員会	0	0	2	2
合計	人事委員会	0	0	97	97
	労働基準監督署	16	16	12	12

注1 知事部局本庁機関、教育庁本庁機関、警察本部本庁機関(県庁庁舎の機関に限る。)はそれぞれ1事業所とした。

注2 県立学校の定時制、通信制、分校及び校舎については、本校と合わせて1事業所とした。

## 2 勤務条件関係規則の制定・改廃状況

令和元年度中に公布された勤務条件関係の人事委員会規則は、次のとおりである。

### ○ 職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	施行年月日	規則の内容
元. 7. 12	第3号	元. 7. 12	○ 再就職後の現職職員への働きかけ規制について、規制対象期間の上乗せを受ける職として、ふたば医療センター長を追加し、総括参事及び参事を削除した。

### ○ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則及び外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	施行年月日	規則の内容
2. 2. 25	第4号	2. 4. 1	○ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正に伴い、同法第22条第1項の内容が同法第22条に改められることから、規則中の引用箇所を改めた。

### ○ 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	施行年月日	規則の内容
2. 2. 25	第5号	2. 2. 25	○ 職員の派遣先公益的法人の内、「公益財団法人郡山地域テクノポリス推進機構」を削除するほか、文言を整理した。

## 第6 労働基準監督関係業務

地方公務員法第58条第5項の規定により職員の勤務条件に関しては、現業職員(労働基準法別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業に従事する職員)を除き、人事委員会が労働基準監督機関の職権を行使することになっている。

### 1 労働基準法による事業区分の決定

職員の勤務する県の機関が労働基準法による事業区分のいずれに該当する事業であるかは、労働基準法や労働安全衛生法の適用及びその労働基準監督機関の決定に重要な役割を果たすものであるが、この事業区分は当委員会と福島労働局長がその都度協議して決定している。

(1) 令和元年度中に新たに事業区分が決定された機関及び廃止となった機関

#### 号別区分決定・廃止の状況

区分	事業所の名称	号別区分	労働基準監督機関	新設・廃止年月日
廃止	郡山自然の家	12号	人事委員会	平成31年3月31日
決定	ふたば未来学園中学校	12号	人事委員会	平成31年4月1日
決定	ハイテクプラザ南相馬技術支援センター	12号	人事委員会	令和元年7月1日

(2) 令和元年7月1日現在の号別区分と労働基準監督機関

・労働基準法別表第1の号別区分と労働基準監督機関

監督機関	号別	主な業種	事業所名	
人事委員会 (単純労務職員については労働基準監督署)	12号	教育研究調査	危機管理部	消防学校
			生活環境部	環境創造センター(環境放射線センター、支所)
			保健福祉部	総合衛生学院、衛生研究所(支所(2))
			商工労働部	テリアガミ(3)、ハイテクプラザ(技術支援センター(4))
			農林水産部	農業総合センター(果樹研究所、畜産研究所(分場1)、地域研究所(2)、浜地域農業再生研究センター、農業短期大学校)、林業研究センター、水産海洋研究センター、水産資源研究所、内水面水産試験場
			教育委員会	教育センター、図書館、美術館、博物館、養護教育センター、学校(105)※1、会津自然の家
			警察本部	警察学校
労働基準監督署	3号	土木建設	土木部	建設事務所(8)(土木事務所(11))、港湾建設事務所(2)、流域下水道建設事務所(2)、大峠・日中総合管理事務所
	4号	旅客貨物運送	土木部	福島空港事務所
	13号	保健衛生	保健福祉部	保健福祉事務所(6)(出張所)、動物愛護センター(支所(2))、児童相談所(4)、障がい者総合福祉センター、若松乳児院、福島学園、郡山光風学園、大笹生学園、総合療育センター、女性のための相談支援センター、精神保健福祉センター
			教育委員会	視覚支援・聴覚支援・支援学校寄宿舎(4)

※1 平成29年4月1日から休校となっている「双葉高校、浪江高校、富岡高校、双葉翔陽高校」を含む。

・官公署の事業(労働基準法別表第1に掲げる事業を除く。)と労働基準監督機関

監督機関	事業所名	
人事委員会 (単純労務職員については労働基準監督署)	知事部局本庁	
	総務部	地方振興局(7)(県北地方振興局に吉倉出張所を含み、いわき地方振興局に内郷出張所を含む。)、東京事務所、大阪事務所、北海道事務所、名古屋事務所
	危機管理部	消防防災航空センター
	企画調整部	ふたば復興事務所
	保健福祉部	食肉衛生検査所
	商工労働部	計量検定所
	農林水産部	農林事務所(県南、会津農林事務所の森林林業部を除き、相双農林事務所に大柿ダム管理事務所を含む。)(7)(農業普及所(7))(林業指導所)、県南農林事務所森林林業部、会津農林事務所森林林業部、水産事務所、病虫害防除所、家畜保健衛生所(4)
	土木部	ダム管理事務所(1)、あぶくま高原道路管理事務所
	議会事務局、教育庁、警察本部(科学捜査研究所、機動捜査隊、運転免許課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊)、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、収用委員会、海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会	
	教育委員会	教育事務所(7)
	警察本部	警察署(22)、分庁舎(7)

・船舶に係る労働基準監督機関(=以下いずれも人事委員会)

調査船あづま(水産事務所)、調査指導船いわき丸(水産海洋研究センター)、調査指導船拓水(水産資源研究所)、練習船福島丸(いわき海星高等学校)

## 2 職権行使の実績

人事委員会が行う労働基準監督機関の職権の行使には、事業所への調査、法令に基づく報告や届出の受理、各種申請の許可・認定等があり、その実績は次のとおりである。

### (1) 実地調査

勤務条件の実態を調査するため、事業所を訪問して行った調査実績は次のとおり。

実施時期：令和元年7月18日から8月27日

調査対象所属：10カ所（知事部局6カ所、教育委員会2カ所、警察本部2カ所）

調査対象職員：50人（10所属×1所属あたり5人）

※調査対象所属で超過勤務時間が多い職員の中から選定

調査項目：（所属）超過勤務の状況・原因・取組、休暇取得状況、健康診断受診状況、  
両立支援制度に係る取組など

（職員）超過勤務縮減に向けた所属の取組についての考え、休暇取得状況、  
両立支援制度の活用など

### (2) 各任命権者人事担当課長に対する申し入れ

勤務条件実態調査及び実地調査の結果に基づき、任命権者へ行った申し入れの実績は次のとおり。

実施回数：3回

実施内容：（令和元年11月）長時間労働是正及び職員の健康保持、両立支援の推進等、勤務条件等改善の取組を求めた（知事部局・教育委員会・警察本部 各1回）

### (3) 臨検

過労死防止大綱に基づく長時間労働の是正や、労働基準監督機関として権限を有する事項等について確認を行った実績は次のとおり。

実施時期：令和元年12月6日から令和2年1月29日

調査対象所属：8カ所（知事部局5カ所、教育委員会3カ所）

※任命権者からの月100時間以上の超過勤務実施者の報告、教育庁福利課による平成30年度在校時間調査結果を基に選定

調査項目：月100時間以上の超過勤務等が生じた要因、業務量の縮減や効率化の取組状況、  
職員の健康状況の確認状況など

改善方針の報告：臨検の検査結果に対する改善方針について報告を求めた。

### (4) 総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告

事業所の安全衛生管理体制について、選任報告を受けた実績は次のとおり。

総括安全衛生管理者 1件（知事部局）

衛生管理者 45件（知事部局9件、教育委員会23件、警察本部13件）

産業医 12件（知事部局2件、教育委員会3件、警察本部7件）

### (5) 定期健康診断等結果報告

職員への健康診断及びビストレスチェックの実施状況について、結果報告を受けた実績は次のとおり。

定期健康診断結果報告 3件（平成30年度実績）

ストレスチェック結果等報告 3件（平成30年度実績）

※知事部局（議会、委員会を含む）、教育委員会、警察本部から全所属分各1件

### (6) 36協定の届出の受理

官公署の事業（労働基準法別表第1に掲げる事業を除く。）に従事する職員以外の職員に係る時間外勤務・休日勤務について、36協定の届出を実績は次のとおり。

令和元年度36協定届 136件（対象となる全公所）

(7) 宿日直勤務の許可

正規の勤務時間外に監視又は断続的労働に従事させる職員について、申請を受け許可した実績は次のとおり。

宿日直勤務許可 1 件（教育委員会1件）

(8) 解雇予告除外の認定

労働者を解雇しようとする場合には30日前までの予告又は30日以上平均賃金支払が必要となる所、労働者の責めに帰すべき事由により解雇するものと認定場合にはこの限りではないが、その申請を受け認定した実績は次のとおり。

解雇予告除外認定 4 件（知事部局2件、教育委員会2件）

(9) 特定機械等

新たに設置され、または部分変更されたボイラー等について、労働安全衛生法、ボイラー及び圧力容器安全規則、クレーン等安全規則の規定により令和元年度中に落成等検査を実施した状況は次のとおりである。

また、令和元年度における性能検査の状況、関係法令による報告等の状況及び令和2年3月31日現在のボイラー等の設置状況は次のとおりである。

ア 落成等検査の状況

検査区分	事業所名	種類	基数	検査年月日	検査証交付年月日	使用目的・変更内容
使用再開検査	県南地方振興局（白河合同庁舎）	鋳鉄製組合せ式蒸気ボイラー	1	元. 11. 12	元. 11. 18	暖房

イ 性能検査の状況

区分	ボイラー合格基数	第一種圧力容器合格基数
計	50	22

ウ 報告等の状況

区分	事業所名	基数	届出年月日
ボイラー廃止報告	郡山自然の家	1	31. 3. 31
〃	視覚支援学校	1	元. 5. 22
〃	南会津地方振興局	2	元. 10. 31
ボイラー休止報告	坂下高等学校	1	元. 7. 1
クレーン休止報告	県北農林事務所	1	元. 11. 14

エ ボイラー等の設置状況（令和2年3月31日現在）

区分 任命権者	ボイラー		第一種圧力容器		クレーン		備考
	事業所数	基数	事業所数	基数	事業所数	基数	
知事	7	14	6	15	1	1	
教育委員会	35	41	7	8	0	0	
警察本部	3	6	0	0	0	0	
計	45	61	13	23	1	1	

## 第7 公平委員会受託業務

公平委員会を置くこととされている地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、他の地方公共団体の人事委員会に委託して、その公平委員会が処理すべき勤務条件に関する措置要求の審査、不利益処分に関する不服申立ての審査、管理職員等の範囲を定める規則の制定及び職員団体の登録に関する事務等を処理させることができるとされている（地方公務員法第7条第4項及び地方自治法第252条の14）。

なお、人事委員会に対して、公平委員会の事務を委託している地方公共団体数は、令和元年度末（令和2年3月31日）現在で、次のとおりである。

(1) 市 町 村	54市町村 (8市 31町 15村)	}	<u>合計 77団体</u>
(2) 一部事務組合及び広域連合	23団体		



## 第 8 公 平 審 査 関 係 業 務

### 1 勤務条件に関する措置の要求

この制度は、労働基本権が制限されている職員の勤務条件を適正なものとするため、職員側から経済上の諸権利を確保する手段として、職員が本委員会に対して地方公共団体の当局により適正な措置が執られるべきことを要求する保障請求権である(地方公務員法第46条～第48条)。

令和元年度の措置要求事案の状況は次のとおりである。

(1) 係属状況

ア 県分  
なし

イ 市町村等からの受託分

区 分	係属件数			処 理 件 数						翌年度への繰越 (A)-(B)	
	前年度からの繰越	新規申立て	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定				計 (B)
							全部認容	一部認容	棄却		
給与											
旅費											
勤務時間											
休暇											
執務環境	1		1						1	1	0
厚生福利											
転任											
任用											
セクシュアルハラスメント											
妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント											
パワーハラスメント											
その他											
計	1		1						1	1	0

(2) 完結事案一覧表

ア 県分  
なし

イ 委託分

事案名等	要 求 者	当 局	要求の内容	完結年月日	判 定
平成30(措)第3号	市町村職員	市町村教育委員会	勤務環境の改善	令和2年1月31日	要求棄却

## 2 不利益処分に関する審査請求

この制度は、任命権者によって懲戒処分その他の不利益処分を受けた職員から審査請求があった場合に、当委員会が必要な調査・審査を行い、当該不利益処分を適法かつ妥当と認めるときは、これを承認し、処分の量定が不相当であると判断したときは、処分を修正し、違法又は著しく不相当であるとするときは、処分を取り消し、更に必要があれば、是正措置を指示する救済方法である（地方公務員法第49条～第51条の2）。

令和元年度の審査請求事案の状況は次のとおりである。

### (1) 係属状況

#### ア 県分

区 分	係属件数			処 理 件 数						翌年度への繰越 (A)-(B)		
	前年度からの繰越	新規申立て	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定				計 (B)	
							処分取消	処分修正	処分承認			
分限処分	降給											
	降任											
	休職											
	分限免職											
懲戒処分	戒告		1	1	1						1	
	減給											
	停職											
	懲戒免職		2	2								2
転任												
その他												
計		3	3	1						1	2	
再 審												0

#### イ 委託分 なし

### (2) 完結事案一覧表

#### ア 県分

事案名等	請 求 者	処 分 者	処分の内容	完結年月日	判 定
平成31年4月18日付け不服申立	公立学校教員	県教育委員会	懲戒処分（戒告）	令和元年5月28日	却下

#### イ 委託分 なし

## 3 公平審査関係規則の制定・改廃状況

令和元年度は公平審査関係の人事委員会規則の制定・改廃はなかった。

## 第9 人事行政相談業務

### 1 人事行政相談業務の概要

人事行政相談は、人事行政に関する職員の悩みに対して人事行政相談員が相談に応じ、職員への助言、関係当事者への調査・伝達等を行う制度であり、平成17年4月1日より実施している。

### 2 人事行政相談の状況

令和元年度の相談の状況は次のとおりである。

#### (1) 職員の所属団体別相談状況

所属団体	相談件数
県	23
市 町 村	27
一部事務組合	9
不明（匿名相談等）	1
合計	60

#### (2) 相談内容、相談方法別相談状況

相談内容 \ 相談方法	面接	電話	手紙	F A X	メール	計
任用		14			2	16
給与		4				4
勤務時間						
服務・休暇		4				4
健康安全、厚生福利		2			1	3
パワハラ	1	18	2		5	26
セクハラ		1				1
育児又は介護に関するハラスメント						
パワハラ以外のいじめ等	1	1				2
人事評価						
その他		2	1		1	4
合計	2	46	3		9	60

#### (3) 相談内容、処理状況別相談状況

相談内容 \ 相談方法	制度の説明	助言	当局へ伝達	調査	話し合い	指導・あっせん	その他	計
任用	4	10					2	16
給与	1	2	1					4
勤務時間								
服務・休暇	2	1	1					4
健康安全、厚生福利							3	3
パワハラ	2	15	2	1			6	26
セクハラ		1						1
育児又は介護に関するハラスメント								
パワハラ以外のいじめ等		2						2
人事評価								
その他			3				1	4
合計	9	31	7	1			12	60

## 第10 職員団体関係業務

### 1 職員団体の登録の状況

職員団体の登録は、地方公務員法第53条の規定に基づき、職員団体が一定の要件を備えかつ自主的、民主的に組織されていることを人事委員会が確認し、公証する制度である。

職員団体の新たな登録や、職員団体の規約若しくは職員団体登録申請書の記載事項に変更があった場合又は解散した場合には、職員団体の登録に関する条例(昭和41年福島県条例第25号)第3条及び第4条の規定により、人事委員会にその旨を届け出なければならないとされている。

令和元年度に変更登録した職員団体は、次のとおりである。

職 員 団 体 名	登 録 年 月 日	登 録 内 容 等
自治労湯川村職員労働組合	平成31年4月10日	規約及び役員の変更
泉崎村職員労働組合	平成31年4月10日	役員の変更
自治労福島県職員労働組合	平成31年4月23日	役員の変更
福島県学校事務労働組合	平成31年4月23日	役員の変更
福島県立高等学校教職員組合	平成31年4月23日	役員の変更
福島県高等学校教職員組合	平成31年4月23日	役員及び従たる事務所の所在地の変更
自治労西郷村職員労働組合	平成31年4月26日	役員の変更
自治労伊達市職員労働組合	平成31年4月26日	役員の変更
自治労本宮市職員労働組合	令和元年6月6日	役員の変更
二本松市職員労働組合	令和元年6月20日	役員の変更
大熊町職員労働組合	令和元年7月2日	事務所の所在地の変更
自治労相馬市職員労働組合	令和元年7月2日	役員の変更
自治労浪江町職員組合	令和元年7月18日	規約及び役員の変更
只見町職員労働組合	令和元年8月5日	役員の変更
自治労猪苗代町職員労働組合	令和元年9月13日	役員の変更
平田村職員労働組合	令和元年10月3日	役員の変更
自治労古殿町職員労働組合	令和元年10月3日	役員の変更
自治労二本松市職員労働組合	令和元年10月16日	役員の変更
浅川町職員組合	令和元年10月24日	役員の変更
矢吹町職員労働組合	令和元年11月25日	役員の変更
西会津町職員組合	令和元年11月25日	役員の変更
二本松市職員労働組合	令和元年12月12日	役員の変更
自治労大玉村職員労働組合	令和元年12月12日	役員の変更
自治労川俣町職員労働組合	令和元年12月12日	規約及び役員の変更
全日本自治団体労働組合福島県本部磐梯町職員労働組合	令和元年12月12日	役員の変更
自治労本宮市職員労働組合	令和元年12月12日	役員の変更
自治労南会津町職員労働組合	令和元年12月12日	役員の変更
自治労新地町職員労働組合	令和2年1月7日	役員の変更
自治労広野町職員労働組合	令和2年1月7日	役員の変更
富岡町職員労働組合	令和2年1月7日	役員の変更
自治労飯舘村職員労働組合	令和2年1月7日	役員の変更
自治労須賀川市職員労働組合	令和2年1月7日	役員の変更
大熊町職員労働組合	令和2年1月7日	規約及び役員の変更
自治労会津美里町職員労働組合	令和2年1月7日	規約及び役員の変更
天栄村職員労働組合	令和2年1月7日	役員の変更
金山町職員組合	令和2年1月21日	役員の変更

職 員 団 体 名	登 録 年 月 日	登 録 内 容 等
自治労双葉町職員組合	令和2年1月21日	役員の変更
自治労会津坂下町職員労働組合	令和2年1月21日	役員の変更
下郷町職員労働組合	令和2年2月4日	役員の変更
自治労国見町職員労働組合	令和2年2月4日	役員の変更
自治労桑折町職員労働組合	令和2年2月4日	役員の変更
自治労南相馬市職員労働組合	令和2年2月4日	役員の変更
自治労南相馬市職員労働組合	令和2年2月4日	役員の変更
石川町役場職員組合	令和2年2月14日	役員の変更
自治労東白衛生職員労働組合	令和2年2月14日	役員の変更
田村広域行政組合職員労働組合	令和2年2月14日	役員の変更
自治労矢祭町職員組合	令和2年2月14日	役員の変更
自治労鏡石町職員労働組合	令和2年2月19日	役員の変更
玉川村職員労働組合	令和2年2月19日	役員の変更
泉崎村職員労働組合	令和2年2月19日	役員の変更
自治労塙町職員労働組合	令和2年2月28日	役員の変更
自治労西郷村職員労働組合	令和2年2月28日	役員の変更
南会津地方環境衛生組合職員労働組合	令和2年2月28日	役員の変更
自治労棚倉町職員労働組合	令和2年2月28日	規約及び役員の変更
自治労棚倉町職員労働組合	令和2年2月28日	役員の変更
自治労棚倉町職員労働組合	令和2年2月28日	役員の変更
自治労棚倉町職員労働組合	令和2年2月28日	役員の変更
自治労棚倉町職員労働組合	令和2年2月28日	役員の変更
自治労棚倉町職員労働組合	令和2年2月28日	役員の変更
自治労湯川村職員労働組合	令和2年3月4日	役員の変更
中島村職員労働組合	令和2年3月4日	役員の変更
只見町職員労働組合	令和2年3月4日	規約の変更
自治労二本松市職員労働組合	令和2年3月31日	役員の変更
自治労柳津町職員労働組合	令和2年3月31日	役員の変更
自治労喜多方市職員労働組合	令和2年3月31日	役員の変更

なお、令和元年度末現在で登録を行っている職員団体は、次のとおりである。

※自治労相馬市職員労働組合の登録年月日は、設立当時の書類が消失しているため不明である。

職 員 団 体 名	登 録 年 月 日	法 人 格 の 有 無	備 考
自治労南相馬市職員労働組合	昭41.9.17	無	H20.4.1から公平委員会事務を受託
自治労福島県職員労働組合	41.11.11	有	
福島県高等学校教職員組合	41.11.11	〃	
福島県立高等学校教職員組合	41.11.11	〃	
福島県教職員組合	41.11.11	〃	
自治労須賀川市職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労喜多方市職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労相馬市職員労働組合	※	無	H13.4.1から公平委員会事務を受託
二本松市職員労働組合	42.1.21	有	
自治労川俣町職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労二本松市職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労本宮市職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労南会津町職員労働組合	42.1.21	〃	
下郷町職員労働組合	42.1.21	〃	

職 員 団 体 名	登録年月日	法人格の有無	備 考
全日本自治団体労働組合福島県本部磐梯町職員労働組合	42. 1. 21	有	
自治労猪苗代町職員労働組合	42. 1. 21	〃	
西会津町職員組合	42. 1. 21	〃	
自治労会津坂下町職員労働組合	42. 1. 21	〃	
金山町職員組合	42. 1. 21	〃	
自治労塙町職員労働組合	42. 1. 21	〃	
石川町役場職員組合	42. 1. 21	〃	
浅川町職員組合	42. 1. 21	無	
自治労古殿町職員労働組合	42. 1. 21	〃	
小野町職員労働組合	42. 1. 21	有	
自治労檜葉町職員労働組合	42. 1. 21	〃	
富岡町職員労働組合	42. 1. 21	〃	
自治労大玉村職員労働組合	42. 1. 21	〃	
自治労湯川村職員労働組合	42. 1. 21	〃	
玉川村職員労働組合	42. 1. 21	〃	
平田村職員組合	42. 1. 21	〃	
自治労浪江町職員組合	42. 2. 10	〃	
自治労新地町職員労働組合	42. 2. 10	〃	
大熊町職員労働組合	42. 2. 10	〃	
天栄村職員組合	42. 2. 28	〃	
只見町職員労働組合	42. 3. 28	〃	
自治労鏡石町職員労働組合	42. 5. 30	〃	
自治労双葉町職員組合	42. 6. 20	〃	
自治労飯舘村職員労働組合	42. 6. 29	〃	
自治労葛尾村職員組合	42. 8. 5	無	
自治労棚倉町職員労働組合	42. 10. 6	有	
自治労東白衛生職員労働組合	43. 12. 21	〃	
自治労国見町職員労働組合	48. 3. 7	〃	
自治労伊達市職員労働組合	48. 4. 20	〃	
泉崎村職員労働組合	48. 7. 30	〃	
川内村職員労働組合	48. 11. 12	〃	
自治労桑折町職員労働組合	48. 11. 12	〃	
自治労矢祭町職員組合	49. 7. 8	〃	
中島村職員労働組合	49. 8. 5	〃	
伊達地方衛生処理組合職員労働組合	49. 10. 3	〃	
自治労西郷村職員労働組合	50. 2. 15	〃	
自治労柳津町職員労働組合	50. 6. 21	〃	
自治労白河地方広域市町村圏整備組合職員労働組合	51. 2. 16	〃	
鮫川村職員労働組合	51. 10. 29	〃	
南会津地方環境衛生組合職員労働組合	52. 10. 13	〃	
田村広域行政組合職員労働組合	56. 12. 23	〃	
自治労双葉地方広域市町村圏組合職員労働組合	60. 3. 27	〃	
自治労会津美里町職員労働組合	63. 3. 7	無	
自治労広野町職員組合	平2. 2. 28	〃	
福島県学校事務労働組合	4. 6. 20	有	
矢吹町職員労働組合	30. 11. 28	無	
計 60 団体		52団体	

## 2 管理職員等の範囲を定める規則の改正

地方公務員法第52条第4項の規定に基づき、「県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則」及び「県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則」を定めているが、令和元年度の改正等はそのとおりである。

### (1) 県職員関係

行政組織の改正等により機関及び職の改廃等があったので、規則の一部改正（令和元年福島県人事委員会規則第1号）を行った。その結果、管理職員等の範囲は、次のとおりである。

機 関	職
議 会 事 務 局	事務局長 次長 課長 局主幹 総務課長補佐 秘書係長
知事部局（出納局を含む。） 本 庁 機 関	危機管理監 部長 出納局長 原子力損害対策担当理事 理事 避難地域復興局長 文化スポーツ局長 こども未来局長 観光交 流局長 技監 政策監 知事公室長 風評・風化対策監 福島イ ノベーション・コースト構想推進監 環境回復推進監 再生可能 エネルギー産業推進監 食産業振興監 部次長 出納局次長 避 難地域復興局次長 文化スポーツ局次長 こども未来局次長 観 光交流局次長 部参事 課長 室長 空港利活用担当課長 部主 幹 局主幹 企画主幹 総括主幹 知事公室秘書課の副課長及び 主任主査 同課の主査、副主査及び主事（知事又は副知事と行動 を共にする者に限る。）同室政策調査課の主幹及び副課長 財務 総室財政課の主幹、副課長及び主任主査 人事総室の副課長 同 総室に置かれる課（職員業務課を除く。）に置かれる主任主査及 び主査並びに人事又は給与についての企画立案担当の副主査及び 主事 文書管財総室文書法務課の法令審査担当の主幹及び主任主 査 守衛長 企画調整総室企画調整課の企画調整担当の主幹 同 総室復興・総合計画課の計画調整担当の主幹 出納局出納総務課 の公金管理担当の主幹
出 先 機 関	
地 方 振 興 局	局長 次長 部長 室長 副部長 副室長
東 京 事 務 所	所長 次長 課長
大 阪 事 務 所	所長 次長
北 海 道 事 務 所	所長 次長
名 古 屋 事 務 所	所長
消 防 防 災 航 空 セ ン タ ー	所長
消 防 学 校	校長 副校長
ふ た ば 復 興 事 務 所	所長 次長
環 境 創 造 セ ン タ ー	副所長 部長 環境放射線センター所長 支所長
保 健 福 祉 事 務 所	所長 副所長 部長 出張所長
児 童 相 談 所	所長 次長
食 肉 衛 生 検 査 所	所長 次長
障がい者総合福祉センター	所長 次長
若 松 乳 児 院	院長 次長
福 島 学 園	園長 副学園長
郡 山 光 風 学 園	園長 次長

機 関	職
大 笹 生 学 園	園長 次長
総 合 療 育 セ ン タ ー	所長 副所長 事務長 診療相談部長 看護部長
女性のための相談支援センター	所長 次長
精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー	所長 次長
総 合 衛 生 学 院	学院長 副学院長 事務長
衛 生 研 究 所	所長 副所長
計 量 検 定 所	所長 次長
テ ク ノ ア カ デ ミ ー	校長 副校長
ハ イ テ ク プ ラ ザ	所長 副所長 技術支援センター所長
農 林 事 務 所	所長 次長 部長 副部長 農業普及所長 農業普及所次長 林業指導所長
水 産 事 務 所	所長 次長
家 畜 保 健 衛 生 所	所長 次長
農 業 総 合 セ ン タ ー	所長 副所長 事務長 部(室)長 研究所長 研究所副所長 浜地域農業再生研究センター所長 研究所分場長 農業短期大学 校長 農業短期大学校副校長
林 業 研 究 セ ン タ ー	所長 副所長 事務長
水産海洋研究センター	所長 副所長 事務長 いわき丸船長
水産資源研究所	所長 副所長 事務長
内水面水産試験場	場長 事務長
建 設 事 務 所	所長 次長 総務部長(県北建設事務所、県中建設事務所、会津若松建設事務所及びいわき建設事務所に置かれるものに限る。)
土 木 事 務 所	所長
あぶくま高原道路管理事務所	所長
大峠・日中総合管理事務所	所長
鮫川水系ダム管理事務所	所長
港 湾 建 設 事 務 所	所長 次長
福 島 空 港 事 務 所	所長 次長
流 域 下 水 道 建 設 事 務 所	所長 次長
教 育 委 員 会	
教 育 庁	理事 政策監 教育次長 県立高校改革監 庁参事 課長 庁主幹 企画主幹 教育総務課の人事担当の副課長、主任主査及び主査 同課の人事についての企画立案担当の副主査及び主事 職員課の人事担当の主幹、副課長、主任主査、主任管理主事、主査及び管理主事 同課の人事又は給与についての企画立案担当の副主査及び主事 義務教育課の人事担当の主幹、主任管理主事及び管理主事 高校教育課の人事担当の主幹、主任管理主事及び管理主事 特別支援教育課の人事担当の主幹、主任管理主事及び管理主事
本 庁	
教 育 事 務 所	所長 次長 学校教育課長 管理主事
教 育 セ ン タ ー	所長 次長 部長
特 別 支 援 教 育 セ ン タ ー	所長
図 書 館	館長 副館長 企画管理部長
美 術 館	館長 副館長
博 物 館	館長 副館長



機 関	職
自 然 の 家 県 立 学 校	所長 次長 校長 副校長 教頭 事務長 福島丸船長
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	事務局長
人 事 委 員 会 事 務 局	事務局長 事務局次長 課長 副課長 主任主査 主査
監 査 委 員 事 務 局	事務局長 次長 課長 監査参事 副課長
労 働 委 員 会 事 務 局	事務局長 事務局次長 課長 副課長
海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局	事務局長

備考 1 この表に掲げる職は、法令にその定めのあるものについては、それによるほか、それぞれ組織に関する規則等の定めるところによるものとする。

2 この表において「部次長」とは、福島県行政組織規則（平成15年福島県規則第24号）第22条の表総務部に属する人事総室の項から土木部に属する建築総室の項までの職の欄に掲げる職をいう。

3 この表において、次長、副部長、副所長、副学園長、副学院長、副校長、研究所副所長、農業短期大学校副校長、副場長、副館長、教頭及び副課長（監査委員事務局に係るものに限る。）とは、これらの職にある者のうち人事又は労務を担当する者をいう。

## (2) 公平事務委託団体関係

行政組織、職制の改正等に伴い、次の団体について規則の一部改正を行った。

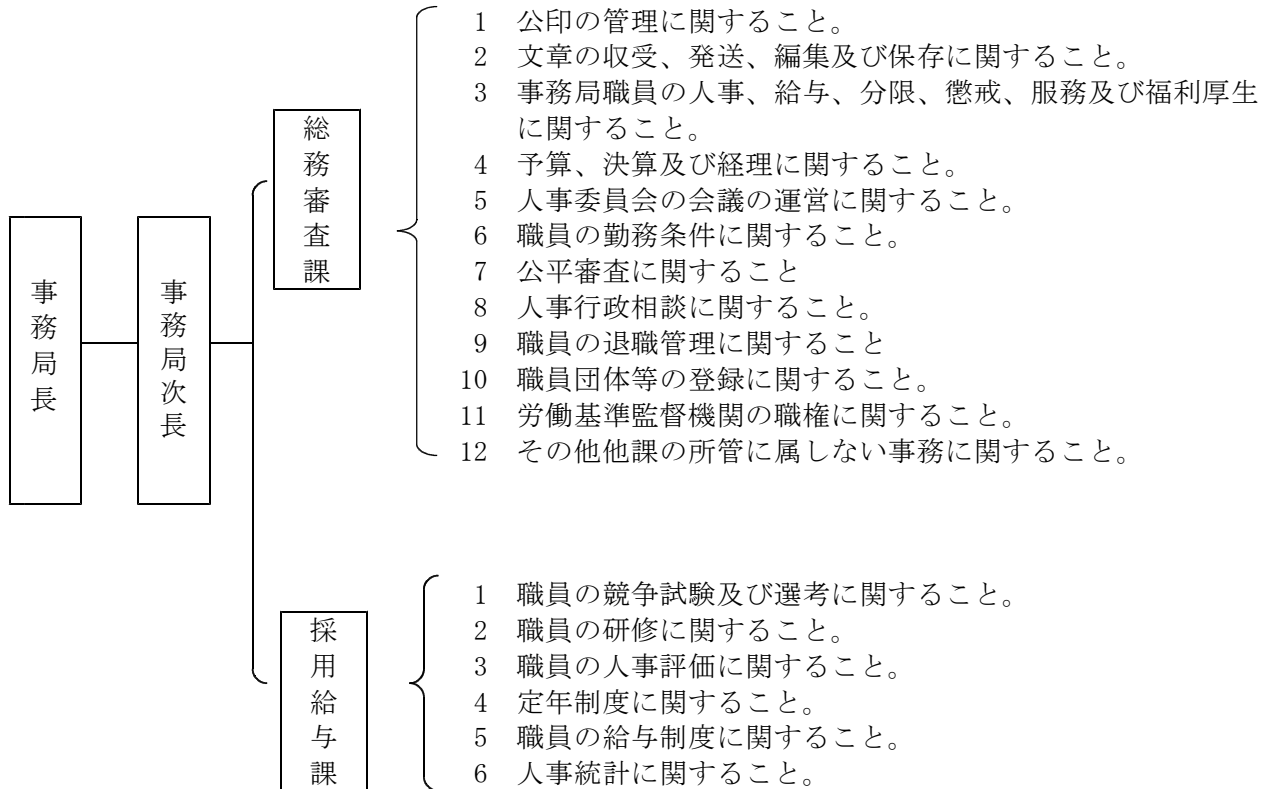
### ○ 県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	適用年月日	改正団体名
元. 8.6	第4号	元. 8.6	須賀川市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市 国見町 大玉村 鏡石町 檜枝岐村 会津美里町 矢祭町 広野町 大熊町 双葉地方広域市町村圏組合

# 第11 その他

## 1 事務局の組織及び分掌事務

事務局の組織及び分掌事務は、次のとおりである。



## 2 事務局職員名簿

(令和2年4月1日現在)

職名	氏名
事務局 長	林 昭彦
事務局 次長	橋 本 武
総務 審査 課	課長 (兼)橋 本 武
	主幹兼副課長 早 川 真也
	主任主査 荒 川 麻知子
	主査 七 海 瑠美
採用 給与 課	副主査 安 積 鷹彦
	副主査 (併)水 口 秀一
	主査 (併)橋 本 政靖
	主査 (併)小 林 翼
採用 給与 課	課長 佐 藤 等
	主幹兼副課長 角 田 禎雄
	主任主査 波 多 野 茂正
	主査 (併)安 齋 一則
	主査 (併)宍 戸 一雅
	主査 鈴 木 麻衣
採用 給与 課	主事 川 島 聡一郎
	主事 山 崎 有紀

## 3 諸会議の開催状況

令和元年度の人事委員会関係の諸会議の開催状況は、次のとおりである。

開催年月日	全国人事委員会連合会	東北・北海道地区人事委員会協議会
31. 4. 25		委員長・事務局長会議（宮城県）
元. 6. 24	第126回総会（東京都）	
元. 7. 11～12	公平審査事務研修会（岡山県）	
元. 8. 27		委員・事務局長合同会議（青森県）
元. 9. 3		給与事務会議（岩手県）
2. 1. 28		任用事務会議（山形県）
2. 1. 20～21		給与事務研修会（福島県）